

平成20年度

強い農業づくり交付金原油高騰対策特別枠説明資料

- ・ PR 版
- ・ 強い農業づくり交付金実施要綱改正案  
(原油高騰対策関連部分のみ)
- ・ 強い農業づくり交付金実施要領改正案  
(原油高騰対策関連部分のみ)
- ・ 強い農業づくり交付金の配分基準について改正案  
(原油高騰対策関連部分のみ)

(H20年度補正予算 強い農業づくり交付金のうち原油高騰対策特別枠)

## 施設園芸における省エネルギー型設備及び省エネルギー型農業機械等の導入促進対策

### 1 対策の概要

今般の原油価格の高騰に耐えうる生産体制を確立するため、強い農業づくり交付金の支援対象等を拡大し、共同利用組織等における省エネルギー型の設備・機械の導入を支援します。

### 2 採択要件

支援を受けるためには、主に以下の要件等を満たす必要があります。

- ・ 新たに導入する設備・機械の利用に係る燃油の使用量を低減する計画を策定すること
- ・ 設備・機械の省エネ利用マニュアル等を実践すること
- ・ 受益農家は、原則として5戸以上であること

### 3 支援対象となる主な設備・機械

#### (1) 園芸施設・設備

外張りの多重化、内張りの多層化、ウォーターカーテン装置の導入、多段式サーモ装置の導入、廃熱回収装置の導入、循環扇の整備  
省エネルギーモデル温室(もみ殻や地熱を熱源に用いるもの等)

#### (2) 農業機械

水稻直播機  
田植機(8条以上で、高速作業が可能な機構等を有するもの)  
コンバイン(汎用コンバイン、収量コンバイン)  
茶複合管理機(ディーゼル機関等を搭載したもの)  
飼料播種機(不耕起播種機、簡易草地更新機)  
ロールベアラ-(細断型ロールベアラ、稲発酵粗飼料用ロールベアラ-)

#### (3) その他施設・設備

穀物遠赤外線乾燥機(汎用乾燥機で、初物の最大処理量が5トン以上のもの)  
荒茶加工施設(連続式の省エネ型粗揉機)  
葉たばこ、いぐさ用の遠赤外線加熱装置

### 4 交付先、交付率

交付先：地方公共団体

交付率：(1)、(2)、(3)：1/2以内  
(2)～：1/3以内

### 5 事業実施主体

農業協同組合、その他の農業者の組織する団体 等

### 6 事業実施期間

平成20年度

### 7 平成20年度補正予算額

2,800百万円

お問い合わせ先： 農林水産省 生産局 農業環境対策課 望月、小宮 TEL：03-3593-6495 農業生産支援課 吉田、木村 TEL：03-6744-2111
---

強い農業づくり交付金のうち原油高騰対策特別枠において対象となる主な設備・機械

**園芸施設・設備 (補助率1/2以内)**

**外張の多重化**



**内張の多層化**



**ウォーターカーテン**



温室内の保温性を高めることで燃料(A重油)を節減

**多段式サーモ**



加温機に接続し、室温内の温度をきめ細かく管理することで燃料(A重油)を節減

**循環扇**



温室内の温度ムラを解消することで過加温を抑制し、燃料(A重油)を節減

**省エネルギーモデル温室**



もみ殻の燃焼熱や地熱を利用することで、燃料(A重油)を節減

**農業機械 (補助率1/3以内)**

**水稲直播機**



面積あたりの作業時間を短縮化し、移植と比べて燃料(ガソリン等)を節減 [補助率1/2]

**高速田植機**



高速植付け等によって、面積あたりの作業時間を短縮化し、燃料(ガソリン等)を節減 (ただし、8条植以上の機種に限る)

**汎用コンバイン**



稲・麦・大豆の高速収穫等によって、面積あたりの作業時間を短縮化し、燃料(軽油)を節減

**茶複合管理機**



ガソリン機関からディーゼル機関に換えることで、燃料費を節減

**飼料播種機**



不耕起播種機や簡易草地更新機の利用により、耕起・整地等に要する燃料(軽油)を節減


**ロールベアラー**



細断型ロールベアラーや稲発酵粗飼料用ロールベアラーの利用により、刈取や運搬などに要する燃料(軽油等)を節減 [補助率1/2]

**その他設備 (補助率1/2以内)**


**穀物遠赤外線乾燥機**



遠赤外線で穀物を乾燥する機構によって、乾燥に要する燃料(灯油等)を節減


(ただし、稲・麦・大豆の乾燥が可能な汎用機で、物の最大処理量が5トン以上の機種に限る)

**荒茶加工施設 (連続式の省エネ型粗揉機)**



葉打、粗揉等を連続的に行うことにより、熱損失を防ぎ、荒茶加工に要する燃料(A重油)を節減

**葉たばこ、いぐさ用の遠赤外線加熱装置**



遠赤外線を放射する装置によって、熱効率を向上し、葉たばこ、いぐさの乾燥に要する燃料(灯油等)を節減

強い農業づくり交付金実施要綱改正案  
(原油高騰対策関連部分のみ)

強い農業づくり交付金実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8260号農林水産事務次官依命通知）の一部改正新旧対照表（案）

改正後						現行					
強い農業づくり交付金実施要綱						強い農業づくり交付金実施要綱					
第1～第10 [略]						第1～第10 [略]					
別表（第3関係）						別表（第3関係）					
政策目的	政策目標	メニュー	事業実施主体	採択要件	交付率	政策目的	政策目標	メニュー	事業実施主体	採択要件	交付率
I 産地競争力の強化	1 需要に応じた生産量の確保 2 生産性の向上 3 品質向上 4 農畜産業の環境保全 5 輸入急増農産物における国産シェアの奪回	1 産地競争力の強化に向けた総合的推進 土地利用型作物、畑作物・地域特産物、果樹、野菜、花き、地産地消、農畜産物販路拡大、環境保全、甘味資源作物・でん粉原料用いも産地再編整備、畜産生産基盤育成強化、飼料増産、家畜改良増殖、畜産新技術、食肉等流通体制整備、耕種作物活用型飼料増産、多角的農作業コントラクター育成、 <u>国産原材料供給円滑化対策</u> 、 <u>原油高騰対策</u> 2 輸入急増農産物における産地構造改革の推進 輸入急増野菜（生産局長等が別に定めるものとする。）並びにいぐさ・畳表、 <u>国産原材料供給円滑化対策</u> 、 <u>原油高騰対策</u> 3 [略]	1 メニューの欄の(1)の事業実施主体は、次に掲げる者とする。  (1)～(13) [略] (14) 食品事業者 大豆製品の製造又は製造小売を行う事業者であり、製品加工に必要な処理加工設備を整備する場合及び <u>国産原材料供給円滑化対策の取組を実施する場合に限るものとする。</u> (15) [略]	[略]	[略]	I 産地競争力の強化	1 需要に応じた生産量の確保 2 生産性の向上 3 品質向上 4 農畜産業の環境保全 5 輸入急増農産物における国産シェアの奪回	1 産地競争力の強化に向けた総合的推進 土地利用型作物、畑作物・地域特産物、果樹、野菜、花き、地産地消、農畜産物販路拡大、環境保全、甘味資源作物・でん粉原料用いも産地再編整備、畜産生産基盤育成強化、飼料増産、家畜改良増殖、畜産新技術、食肉等流通体制整備、耕種作物活用型飼料増産、多角的農作業コントラクター育成 2 輸入急増農産物における産地構造改革の推進 輸入急増野菜（生産局長等が別に定めるものとする。）並びにいぐさ・畳表 3 [略]	1 メニューの欄の(1)の事業実施主体は、次に掲げる者とする。  (1)～(13) [略] (14) 食品事業者 <u>ただし、大豆製品の製造又は製造小売を行う事業者であり、製品加工に必要な処理加工設備を整備する場合に限る。</u> (15) [略]	[略]	[略]
II [略]	1～3 [略]	[略]	[略]	[略]	[略]	II [略]	1～3 [略]	[略]	[略]	[略]	[略]
III [略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	III [略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

附則 1 この通知は、平成 年 月 日から施行する。

強い農業づくり交付金実施要領改正案  
(原油高騰対策関連部分のみ)

改正後					現行					
強い農業づくり交付金実施要領					強い農業づくり交付金実施要領					
第1～第8 [略]					第1～第8 [略]					
別表1（成果目標の基準）					別表1（成果目標の基準）					
取組の分類	取組名	政策目標	内容	達成すべき成果目標の基準	取組の分類	取組名	政策目標	内容	達成すべき成果目標の基準	
産地競争力の強化に向けた総合的推進  ※同じ取組名の中から成果目標を1つ又は2つ選択。ただし、複数の作物等に関連する施設・機械等の整備を行う場合は、主要な2つの作物等の成果目標を1つずつ選択。	【土地利用型作物（大豆）】	需要に応じた生産量の確保	【土地利用型作物（大豆）】 大豆産地安定供給（需要に応じた生産量の確保）に関する目標	・契約栽培割合（面積割合）が40%以上でかつ事業開始年の前年（前5中3）の割合より10ポイント以上向上	産地競争力の強化に向けた総合的推進	【土地利用型作物（大豆）】	需要に応じた生産量の確保	【土地利用型作物（大豆）】 大豆産地安定供給（需要に応じた生産量の確保）に関する目標	・契約栽培割合（面積割合）が40%以上でかつ事業開始年の前年（前5中3）の割合より10ポイント以上向上	
	【土地利用型作物（大豆）】	需要に応じた生産量の確保	【土地利用型作物（大豆）】 大豆産地安定供給（需要に応じた生産量の確保）に関する目標	・国産大豆の契約栽培割合（数量割合）が事業開始年の前年の割合より10ポイント以上向上	※同じ取組名の中から成果目標を1つ又は2つ選択。ただし、複数の作物等に関連する施設・機械等の整備を行う場合は、主要な2つの作物等の成果目標を1つずつ選択。					
		需要に応じた生産量の確保	【土地利用型作物（大豆）】 大豆産地安定供給（需要に応じた生産量の確保）に関する目標	・国産大豆の使用量が事業開始年の前年の割合より10ポイント以上向上						
	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	
	【多角的農作業コントラクター育成】（土地利用型作物（稲・麦・大豆）・畑作物・野菜）	生産性向上	【多角的農作業コントラクター育成】（土地利用型作物（稲・麦・大豆）・畑作物・野菜） コスト削減に関する目標	・10アール当たり費用合計（生産コスト）を5%以上削減		【多角的農作業コントラクター育成】（土地利用型作物（稲・麦・大豆）・畑作物・野菜）	生産性向上	【多角的農作業コントラクター育成】（土地利用型作物（稲・麦・大豆）・畑作物・野菜） コスト削減に関する目標	・10アール当たり費用合計（生産コスト）を5%以上削減	
【国産原材料供給円滑化対策（麦の乾燥調製	品質向上	【国産原材料供給円滑化対策（麦の乾燥調製	品質の向上に関する	・契約生産奨励金のAランクの						

体制の緊急整備)】		目標	評価数量の割合が事業開始年の前年(前5カ年中3カ年平均又は前3カ年平均)の割合を上回る
品質向上	【国産原材料供給円滑化対策(麦の乾燥調製体制の緊急整備)】 新品種の作付面積の増加に関する目標	・事業実施地区における麦の新品種(注)の作付面積を2%以上増加 ただし、新たに新品種を導入する場合、全体に占める割合を2%以上確保するものとする。  (注)平成11年以降に育成された品種	
[略]	[略]	[略]	[略]
【国産原材料供給円滑化対策(土地利用型作物(麦))】	需要に応じた生産量の確保	【国産原材料供給円滑化対策(土地利用型作物(麦))】 処理量の増加に関する目標	・農産物処理加工施設における国産農産物の処理量の割合を3ポイント以上増加
品質向上	【国産原材料供給円滑化対策(土地利用型作物(麦))】 品質向上に関する目標	・農産物処理加工施設における国産農産物処理量について、契約生産奨励金のAランクの評価数量の割合が事業開始年の前年(前5中3)の割合を上回る。	
品質向上	【国産原材料供給円滑化対策(土地利用型作物(麦))】 新品種の処理量の増加に関する目標	・農産物処理加工施設における新品種(注)の処理量を2%以上増加 ただし、新たに新品種を処理する場合、全体に占める割合を2%以上確保するものとする。 (注)平成11年以降に育成された品種	

[略]	[略]	[略]	[略]

【国産原材料供給円滑化対策（土地利用型作物（大豆））】	需要に応じた生産量の確保	【国産原材料供給円滑化対策（土地利用型作物（大豆））】 大豆産地安定供給（需要に応じた生産量の確保）に関する目標	・国産大豆の契約栽培割合（数量割合）が事業開始年の前年の割合より10ポイント以上向上
	需要に応じた生産量の確保	【国産原材料供給円滑化対策（土地利用型作物（大豆））】 大豆産地安定供給（需要に応じた生産量の確保）に関する目標	・国産大豆の使用量が事業開始年の前年の割合より10ポイント以上向上
【国産原材料供給円滑化対策（畑作物・地域特産物（茶））】	需要に応じた生産量の確保	【国産原材料供給円滑化対策（畑作物・地域特産物（茶））】 生産力向上に関する目標	・生産数量又は販売金額を10%以上増加 ただし、新たに取り組む場合にあつては、全体に占める割合を5%以上確保するものとする。
	需要に応じた生産量の確保	【国産原材料供給円滑化対策（畑作物・地域特産物（茶））】 契約取引に関する目標	・全出荷量又は全作付面積のうち契約取引の割合が5ポイント以上増加 ただし、新たに取り組む場合にあつては、全出荷量又は全作付面積に占める契約取引の割合を5%以上確保するものとする。
	需要に応じた生産量の確保	【国産原材料供給円滑化対策（畑作物・地域特産物（茶））】 新たな茶種の導入に関する目標	・従来とは異なる茶種の摘採面積又は生産数量の割合を5%以上増加 茶種とは、玉露、かぶせ茶、てん茶、せん茶、玉緑茶等とする。 ただし、新たに取り組む場合にあつては、全体に占める割合を5%以上確保するものとする。


	需要に応じた品質の確保	【国産原材料供給円滑化対策（畑作物・地域特産物（茶））】 新たな共同栽培管理の実施に関する目標	・全作付面積に占める共同栽培管理を5%以上実施 共同栽培管理とは、共同で行う摘採、防除又は施肥方法の調整の他、地域の実情に応じ設定するものとする。
	需要に応じた品質の確保	【国産原材料供給円滑化対策（畑作物・地域特産物（茶））】 茶の樹齢構成の適正化に関する目標	・需要に応じ、経営面積のうち茶の経済樹齢（34年）以下の割合を5%以上増加。 ただし、経済樹齢（34年）以下の茶樹が全体に占める割合を5%以上確保するものとする。
【国産原材料供給円滑化対策（果樹）】  ※④、⑤及び⑥の中から1つ選択することを必須	生産性向上	【国産原材料供給円滑化対策（果樹）】 コスト削減に関する目標	①単位面積当たり費用合計を5%以上削減
	生産性向上	【国産原材料供給円滑化対策（果樹）】 労働時間の削減に関する目標	②単位面積当たり労働時間を5%以上削減
	生産性向上	【国産原材料供給円滑化対策（果樹）】 単収の増加に関する目標	③単位面積当たり収量を5%以上増加
	需要に応じた生産量の確保	【国産原材料供給円滑化対策（果樹）】 契約取引の推進に関する目標	④全出荷量又は全栽培面積のうち契約取引割合を5ポイント以上増加
	需要に応じた生産量の確保	【国産原材料供給円滑化対策（果樹）】 加工向け出荷量の増加に関する目標	⑤全出荷量又は全栽培面積に占める加工向け出荷量又は作付面積の割合を3ポイント以上増加


	需要に応じた生産量の確保	【国産原材料供給円滑化対策（果樹）】 加工品又は加工原材料の販売金額の増加に関する目標	⑥当該事業実施主体による対象品目の加工品又は加工原材料の販売金額を2%以上増加
【国産原材料供給円滑化対策（野菜）】  ※③、④及び⑤の中から1つ選択することを必須	生産性向上	【国産原材料供給円滑化対策（野菜）】 コスト削減に関する目標	①以下のいずれか1つを選択する。 ・単位面積当たり又は単位収量当たり費用合計を5%以上削減 ・流通コストを5%以上削減
	生産性向上	【国産原材料供給円滑化対策（野菜）】 労働時間の削減に関する目標	②単位面積又は単位収量当たり労働時間を5%以上削減
	需要に応じた生産量の確保	【国産原材料供給円滑化対策（野菜）】 契約取引の推進に関する目標	③全出荷量又は全作付面積のうち契約取引割合を5ポイント以上増加
	需要に応じた生産量の確保	【国産原材料供給円滑化対策（野菜）】 加工向け出荷量の増加に関する目標	④全出荷量又は全作付面積に占める加工向け出荷量又は作付面積の割合を5ポイント以上増加
	需要に応じた生産量の確保	【国産原材料供給円滑化対策（野菜）】 加工品又は加工原材料の販売金額の増加に関する目標	⑤当該事業実施主体による対象品目の加工品又は加工原材料の販売金額を2%以上増加
【原油高騰対策（施設園芸（果樹・野菜・花き））】	生産性向上	【原油高騰対策（施設園芸（果樹・野菜・花き））】 施設園芸における省エネルギー化に関する目標	・施設園芸における燃油の使用量を10%以上低減
	需要に	【原油高騰対策（施設	


	応じた生産量の確保	園芸（果樹・野菜・花き）】 施設園芸における供給量の維持に関する目標	・施設園芸における供給量の減少割合を25%以内に抑制
【原油高騰対策（農業機械等（水稲直播機）】	生産性向上	【原油高騰対策（農業機械等（水稲直播機）】 農業機械等利用における省エネルギー化に関する目標	・当該農業機械等の利用に係る燃油の使用量を12%以上低減
【原油高騰対策（農業機械等（田植機）】	生産性向上	【原油高騰対策（農業機械等（田植機）】 農業機械等利用における省エネルギー化に関する目標	・当該農業機械等の利用に係る燃油の使用量を22%以上低減
【原油高騰対策（農業機械等（汎用コンバイン）】	生産性向上	【原油高騰対策（農業機械等（汎用コンバイン）】 農業機械等利用における省エネルギー化に関する目標	・当該農業機械等の利用に係る燃油の使用量を14%以上低減
【原油高騰対策（農業機械等（収量コンバイン）】	生産性向上	【原油高騰対策（農業機械等（収量コンバイン）】 農業機械等利用における省エネルギー化に関する目標	・当該農業機械等の利用に係る燃油の使用量を16%以上低減
【原油高騰対策（農業機械等（穀物乾燥調製施設）】	生産性向上	【原油高騰対策（農業機械等（穀物乾燥調製施設）】 農業機械等利用における省エネルギー化に関する目標	・当該農業機械等の利用に係る燃油の使用量を20%以上低減
【原油高騰対策（農業機械等（畑作物・地域特産物（茶）】	生産性向上	【原油高騰対策（農業機械等（畑作物・地域特産物（茶）】 農業機械等利用における省エネルギー化に関する目標	・当該農業機械等の利用に係る燃油の使用量を10%以上低減
【原油高騰対策（農業機械等（畑作物・地域特産物（葉たばこ）】	生産性向上	【原油高騰対策（農業機械等（畑作物・地域	


【原油高騰対策（農業機械等（飼料作物播種））】		特産物（葉たばこ）】 農業機械等利用における省エネルギー化に関する目標	・当該農業機械等の利用に係る 燃油の使用量を10%以上低減
【原油高騰対策（農業機械等（飼料作物収穫））】	生産性向上	【原油高騰対策（農業機械等（飼料作物播種））】 農業機械等利用における省エネルギー化に関する目標	・当該農業機械等の利用に係る 燃油の使用量を10%以上低減
【原油高騰対策（農業機械等（穀類乾燥調製貯蔵施設））】	生産性向上	【原油高騰対策（農業機械等（飼料作物収穫））】 農業機械等利用における省エネルギー化に関する目標	・当該農業機械等の利用に係る 燃油の使用量を10%以上低減
【原油高騰対策（農業機械等（その他））】	生産性向上	【原油高騰対策（農業機械等（穀類乾燥調製貯蔵施設））】 農業機械等利用における省エネルギー化に関する目標	・当該農業機械等の利用に係る 燃油の使用量を10%以上低減
【原油高騰対策（農業機械等（省エネ農業機械等導入））】	生産性向上	【原油高騰対策（農業機械等（その他））】 農業機械等利用における省エネルギー化に関する目標	・当該農業機械等の利用に係る 燃油の使用量を10%以上低減
	生産性向上	【原油高騰対策（農業機械等（省エネ農業機械等導入））】 農業機械等の利用にかかる労働時間の目標	・当該農業機械等の利用に係る 労働時間の増加割合を10%以下に抑制
[略]	[略]	[略]	[略]
【国産原材料供給円滑化対策（輸入急増野菜）】 ※③、④及	輸入急増農産物における国産シェアの奪回	【国産原材料供給円滑化対策（輸入急増野菜）】 コスト削減に関する目標	①以下のいずれか1つを選択する。 ・単位面積又は単位収量当たり 費用合計を5%以上削減

[略]	[略]	[略]	[略]

<u>び⑤の中</u> <u>から1つ</u> <u>選択する</u> <u>ことを必</u> <u>須</u>			・ <u>流通コストを5%以上削減</u>
	輸入急増農産物における国産シェアの奪回	【 <u>国産原材料供給円滑化対策（輸入急増野菜）</u> 】 労働時間の削減に関する目標	② <u>単位面積又は単位収量当たり労働時間を5%以上削減</u>
	輸入急増農産物における国産シェアの奪回	【 <u>国産原材料供給円滑化対策（輸入急増野菜）</u> 】 契約取引の推進に関する目標	③ <u>全出荷量又は全作付面積のうち契約取引割合を5ポイント以上増加</u>
	輸入急増農産物における国産シェアの奪回	【 <u>国産原材料供給円滑化対策（輸入急増野菜）</u> 】 加工向け出荷量の増加に関する目標	④ <u>全出荷量又は全作付面積に占める加工向け出荷量又は作付面積の割合を5ポイント以上増加</u>
	輸入急増農産物における国産シェアの奪回	【 <u>国産原材料供給円滑化対策（輸入急増野菜）</u> 】 加工品又は加工原材料の販売金額の増加に関する目標	⑤ <u>当該事業実施主体による対象品目の加工品又は加工原材料の販売金額を2%以上増加</u>
<u>【原油高騰対策（農業機械等（いぐさ））</u>	輸入急増農産物における国産シェアの奪回	【 <u>原油高騰対策（農業機械等（いぐさ））</u> 】 農業機械等利用における省エネルギー化に関する目標	・ <u>当該農業機械等利用に係る燃油の使用量を10%以上低減</u>
	輸入急増農産物における国産シェアの奪回	【 <u>原油高騰対策（農業機械等（省エネ農業機械等導入））</u> 】 農業機械等の利用にかかる労働時間の目標	・ <u>当該農業機械等の利用に係る労働時間の増加割合を10%以下に抑制</u>

	奪回		
<u>【原油高騰対策（施設園芸（輸入急増野菜））】</u>	輸入急増農産物における国産シェアの奪回	<u>【原油高騰対策（施設園芸（輸入急増野菜））】</u> 施設園芸における省エネルギー化に関する目標	・施設園芸における燃油の使用量を10%以上低減
	輸入急増農産物における国産シェアの奪回	<u>【原油高騰対策（施設園芸（輸入急増野菜））】</u> 施設園芸における供給量の維持に関する目標	・施設園芸における供給量の減少割合を25%以内に抑制
[略]	[略]	[略]	[略]
<u>【国産原材料供給円滑化対策（牛肉）】</u>	生産性向上	<u>【国産原材料供給円滑化対策（牛肉）】</u> 肉用牛飼養の低コスト化に関する目標	①肥育牛1頭当たり生産コストを7%以上削減
※③の選択は必須	生産性向上	<u>【国産原材料供給円滑化対策（牛肉）】</u> 肉用牛飼養の労働時間の削減に関する目標	②肥育牛1頭当たり労働時間を12%以上削減
	需要に応じた生産量の確保	<u>【国産原材料供給円滑化対策（牛肉）】</u> 銘柄肉用牛の生産頭数の増加に関する目標	③外食・加工業者へ流通する銘柄肉用牛の生産頭数の増加割合が7%以上増加
	生産性向上	<u>【国産原材料供給円滑化対策（豚肉）】</u> 豚飼養の低コスト化に関する目標	①肥育豚1頭当たり生産コストを6%以上削減
<u>【国産原材料供給円滑化対策（豚肉）】</u>	生産性向上	<u>【国産原材料供給円滑化対策（豚肉）】</u> 豚飼養の省力化に関する目標	②肥育豚1頭当たり労働時間を13%以上削減
※③の選択は必須	生産性向上	<u>【国産原材料供給円滑化対策（豚肉）】</u> 豚飼養の省力化に関する目標	②肥育豚1頭当たり労働時間を13%以上削減

[略]	[略]	[略]	[略]



[略] [略] [略] [略]

別表2 [略]

別表3 (整備事業の事業実施計画)

政策目的	メニュー	事業実施計画に記載すべき項目
産地競争力の強化	1 産地競争力の強化に向けた総合的推進 2 輸入急増農産物における産地構造改革の推進 3 飼料基盤活用の促進	<p>左記1から3までの事業について共通して以下の項目とする。</p> <p>1 成果目標の妥当性に関する項目            別紙様式1号の2の(産地競争力の強化を目的とする取組用)に規定されている項目を含み記載するものとする。ただし、成果目標が契約取引に係る内容である場合には、契約書、確認書、覚書、需要見込み調査結果その他の販路の見込みが確認できる資料を添付すること。  <u>また、国産原材料供給円滑化対策の取組については、事業実施主体が食品事業者である場合には、契約書、確認書、覚書、供給見込み調査結果その他の国産原材料の確保の見込みが確認できる資料を添付すること。</u></p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 既存の機械・施設の利用状況に関する項目            「受益農家戸数」、「受益面積(又は処理量、あるいは頭羽数)」、「機械・施設の規模・能力」、「利用状況及び利用率(%)」等の既存の機械・施設の導入実績等を記載するものとする。  <u>ただし、事業実施主体が食品事業者である場合はこの限りでない。</u></p> <p>6～11 [略]</p> <p>12 担い手の育成目標に関する項目            「認定農業者(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。)第12条第1項の認定を受けた者をいう。以下同じ。)のほかに当該地域の農業の担い手として育成すべきとして市町村長が認める者の定義(生産組織を含む。))」、「受益農家数」、「受益農家数のうち認定農業者数」、「受益農家数のうち市町村長が担い手として育成すべきと認める者」、「受益地内の生産組織数」、「生産組織の構成員のうち認定農業者数」、「生産組織の構成員のうち市町村長が担い手として育成すべきと認める者」について現状値と目標値を記載するとともに、「担い手育成のための具体的な取組内容」等を記載するものとする。  <u>ただし、事業実施主体が食品事業者である場合、要綱</u></p>

[略] [略] [略] [略]

別表2 [略]

別表3 (整備事業の事業実施計画)

政策目的	メニュー	事業実施計画に記載すべき項目
産地競争力の強化	1 産地競争力の強化に向けた総合的推進 2 輸入急増農産物における産地構造改革の推進 3 飼料基盤活用の促進	<p>左記1から3までの事業について共通して以下の項目とする。</p> <p>1 成果目標の妥当性に関する項目            別紙様式1号の2の(産地競争力の強化を目的とする取組用)に規定されている項目を含み記載するものとする。ただし、成果目標が契約取引に係る内容である場合には、契約書、確認書、覚書、需要見込み調査結果その他の販路の見込みが確認できる資料を添付すること。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 既存の機械・施設の利用状況に関する項目            「受益農家戸数」、「受益面積(又は処理量、あるいは頭羽数)」、「機械・施設の規模・能力」、「利用状況及び利用率(%)」等の既存の機械・施設の導入実績等を記載するものとする。</p> <p>6～11 [略]</p> <p>12 担い手の育成目標に関する項目            「認定農業者(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。)第12条第1項の認定を受けた者をいう。以下同じ。)のほかに当該地域の農業の担い手として育成すべきとして市町村長が認める者の定義(生産組織を含む。))」、「受益農家数」、「受益農家数のうち認定農業者数」、「受益農家数のうち市町村長が担い手として育成すべきと認める者」、「受益地内の生産組織数」、「生産組織の構成員のうち認定農業者数」、「生産組織の構成員のうち市町村長が担い手として育成すべきと認める者」について現状値と目標値を記載するとともに、「担い手育成のための具体的な取組内容」等を記載するものとする。            ただし、要綱別表のIのメニューの欄の(1)のオの</p>

		別表のⅠのメニューの欄の(1)のオの(ア)の畜産物処理加工施設のうち産地食肉センター、食鳥処理施設、鶏卵処理施設及び(イ)の家畜市場については、必要としない。
		13 担い手への集約化の取組に関する項目 「集約化の基準(利用量、受益面積、出荷額、取扱数量等の集約化の判断基準。以下同じ。）」、「現時点及び目標年度における集約率(集約化の基準に占める担い手の割合)」、「集約化への具体的な取組及び取り決め内容(協定等)」、「各受益農家ごとの集約化に向けた具体的な取組・取り決めの一覧」等を記載するものとする。 ただし、次に掲げるものにあつては必要としない。 (1)～(6) [略] <u>(7) 事業実施主体が食品事業者である場合</u>
		14 [略]
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

別表4・5 [略]

別記

各取組ごとの実施方針及び実施に当たっての留意事項

Ⅰ 各取組共通事項

第1～第4 [略]

第5 担い手への集中化・重点化

1 整備事業

本対策における米、麦、大豆、てん菜又はでん粉原料用ばれいしょを対象とする取組は、水田・畑作経営所得安定対策を推進するため、次に掲げるすべての要件を満たした集落ごとのマップ又はリストを作成すること等により、担い手の確保に取り組んでいる地域に所在する事業実施主体において実施するものとする。

ただし、事業実施主体が食品事業者である場合はこの限りでない。

(1)・(2) [略]

2 [略]

第6・第7 [略]

第8 飼料自給率の向上

乳用牛及び肉用牛を対象とした畜産振興に係る整備事業(畜産環境及び畜産物の処理・加工・流通関連施設に係るものを除く。)を実施する事業実施主体は、「畜産関連事業における飼料自給率向上計画の策定について(平成18年3月31日付け17生畜第2867号

		(ア)の畜産物処理加工施設のうち産地食肉センター、食鳥処理施設、鶏卵処理施設及び(イ)の家畜市場については、必要としない。
		13 担い手への集約化の取組に関する項目 「集約化の基準(利用量、受益面積、出荷額、取扱数量等の集約化の判断基準。以下同じ。）」、「現時点及び目標年度における集約率(集約化の基準に占める担い手の割合)」、「集約化への具体的な取組及び取り決め内容(協定等)」、「各受益農家ごとの集約化に向けた具体的な取組・取り決めの一覧」等を記載するものとする。 ただし、次に掲げるものにあつては必要としない。 (1)～(6) [略]
		14 [略]
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

別表4・5 [略]

別記

各取組ごとの実施方針及び実施に当たっての留意事項

Ⅰ 各取組共通事項

第1～第4 [略]

第5 担い手への集中化・重点化

1 整備事業

本対策における米、麦、大豆、てん菜又はでん粉原料用ばれいしょを対象とする取組は、水田・畑作経営所得安定対策を推進するため、次に掲げるすべての要件を満たした集落ごとのマップ又はリストを作成すること等により、担い手の確保に取り組んでいる地域に所在する事業実施主体において実施するものとする。

(1)・(2) [略]

2 [略]

第6・第7 [略]

第8 飼料自給率の向上

乳用牛及び肉用牛を対象とした畜産振興に係る整備事業(畜産環境及び畜産物の処理・加工・流通関連施設に係るものを除く。)を実施する事業実施主体は、「畜産関連事業における飼料自給率向上計画の策定について(平成18年3月31日付け17生畜第2867号

生産局長通知)」に基づき、飼料自給率向上計画を策定していること又は事業実施期間中に策定することが確実と見込まれることとする。

ただし、事業実施主体が食品事業者である場合及び平成17年度以前に採択された整備事業であって、平成18年度以降も継続して実施される場合については、この限りでない。

## 第9 [略]

### 第10 配合飼料価格安定制度への加入促進

本対策における生乳、牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵、馬及び特用家畜、飼料増産及び飼料基盤活用の促進を対象とする取組の受益者のうち配合飼料を購入している者又は団体（以下「畜産経営者」という。）は、配合飼料価格安定対策事業実施要綱（昭和50年2月13日付け農林事務次官依命通知）に定める配合飼料価格安定基金（以下「基金」という。）が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補てんに関する基本契約及び配合飼料の価格差補てんに関する毎年度行われる数量契約（以下「契約」という。）の締結を継続するものとする。また、前年度末時点において基金との契約を締結していない畜産経営者にあつては基金との契約を締結するよう努めるものとする。

なお、事業実施主体が食品事業者である場合及び平成19年度以前に採択された整備事業であって、平成20年度以降も継続して実施される事業の補助対象者については、この限りでない。

## 第11～第14 [略]

## Ⅱ 産地競争力の強化を目的とする取組

### 第1 産地競争力の強化に向けた総合的推進

#### 1 取組の概要

(1)～(16) [略]

#### (17) 国産原材料供給円滑化対策の取組

国産農産物の安定的な供給に向け、実需者ニーズに対応した高品質生産、効率的な乾燥調製・出荷の体制確保に必要な麦の乾燥調製施設等の整備を支援。また、加工・業務用需要における国産原材料の安定供給体制の確保等を緊急に推進するために必要な、共同利用機械、農産物加工処理施設等の整備を支援。

#### (18) 原油高騰対策の取組

原油価格の高騰に対応するため、燃油消費量の低減に資する園芸用設備等及び農業機械等の導入を支援。

#### 2 取組の実施基準等

##### (1) 事業の実施基準

ア～ウ [略]

エ 整備事業を実施した事業実施主体は、Ⅰの第6にかかわらず、以下の施設等については、事業実施状況報告の報告期間中に1回以上、整備した施設等を利用する農業者から、点検シートの提出を受け、点検を実施した旨を確認するものとする。

ただし、原油高騰対策の取組を実施する場合及び事業実施主体が食品事業者である場合は、この限りでない。

オ～ケ [略]

生産局長通知)」に基づき、飼料自給率向上計画を策定していること又は事業実施期間中に策定することが確実と見込まれることとする。

ただし、平成17年度以前に採択された整備事業であつて、平成18年度以降も継続して実施されるものについては、この限りでない。

## 第9 [略]

### 第10 配合飼料価格安定制度への加入促進

本対策における生乳、牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵、馬及び特用家畜、飼料増産及び飼料基盤活用の促進を対象とする取組の受益者のうち配合飼料を購入している者又は団体（以下「畜産経営者」という。）は、配合飼料価格安定対策事業実施要綱（昭和50年2月13日付け農林事務次官依命通知）に定める配合飼料価格安定基金（以下「基金」という。）が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補てんに関する基本契約及び配合飼料の価格差補てんに関する毎年度行われる数量契約（以下「契約」という。）の締結を継続するものとする。また、前年度末時点において基金との契約を締結していない畜産経営者にあつては基金との契約を締結するよう努めるものとする。

なお、平成19年度以前に採択された整備事業であつて、平成20年度以降も継続して実施される事業の補助対象者については、この限りでない。

## 第11～第14 [略]

## Ⅱ 産地競争力の強化を目的とする取組

### 第1 産地競争力の強化に向けた総合的推進

#### 1 取組の概要

(1)～(16) [略]

#### 2 取組の実施基準等

##### (1) 事業の実施基準

ア～ウ [略]

エ 整備事業を実施した事業実施主体は、Ⅰの第6にかかわらず、以下の施設等については、事業実施状況報告の報告期間中に1回以上、整備した施設等を利用する農業者から、点検シートの提出を受け、点検を実施した旨を確認するものとする。

オ～ケ [略]

コ 共同利用機械・施設の整備に対する交付は、既存共同利用機械・施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新。）は、交付の対象外とするものとする。

ただし、原油高騰対策の取組を実施する場合にあって、燃油消費量の低減に資する機械・施設の整備にあっては、この限りでない。

また、共同利用施設の附帯施設のみの整備は、交付の対象外とするものとする。

サ [略]

シ 共同利用機械・施設の整備に当たっては、産地の実情及び担い手動向に即し、担い手を目指す農家及び生産組織の育成に資するよう最適な運営の方式及び規模とするよう次に掲げる事項に留意するものとする。

ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は、この限りでない。

(ア)・(イ) [略]

ス～ニ [略]

ヌ 稲、麦、大豆、果樹及び野菜を対象とした整備事業を実施する事業実施主体は、原則として、事業実施状況の報告期間中に1回以上、整備した施設等を利用する生産者から記録済みの生産工程管理手法のチェックシートの提出を受けることなどにより、生産工程管理手法の導入が図られるよう努めるものとする。

ただし、原油高騰対策の取組を実施する場合及び事業実施主体が食品事業者である場合及び施設等を利用する生産者が不特定多数である等、チェックシートの提出を受ける生産者の特定が困難な場合は、この限りではない。

また、事業等の実施主体あたりの当該農業者の数が多数に及ぶ場合等においては、そのうち一定割合を抽出して確認する方法でもよいこととする。

なお、チェックシートについては、「農業生産工程管理手法（GAP手法）の導入及び推進について」（平成19年4月6日付け19生産第11号消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）に示す「GAP手法（基礎的GAP手法）のモデル」（平成19年3月31日付け農林水産省ホームページにおいて公開した「基礎GAP」）の生産者用における必須項目の内容を含むものとする。

ただし、チェックシートに必須項目の内容が含まれていない場合においては、別途、必須項目の内容をチェックした書類を添付することでも可とする。

（注）生産工程管理手法とは、生産者自らが、①農作業の計画を立て、チェックシートを定め、②チェックシートを確認し農作業を行うとともにこれを記録し、③記録を点検しつつ、改善点を見出し、④次回の作付けに活用するという工程管理を行うための一連の手法のことをいう。

ネ 国産原材料供給力強化対策の取組のうち、麦の乾燥調製体制の緊急整備の取組は、次に掲げる要件を全て満たしている地区において、要綱別表のメニュー欄に掲げる（1）のエの（イ）の乾燥調製施設及び（ウ）の穀類乾燥調製貯蔵施設の整備を実施できるものとする。

（ア）事業対象とする麦種の品質評価におけるAランクの評価数量の割合について、平成17年産から平成19年産（事業計画の提案の時点で平成20年産の品質評価結果が得られている場合は、平成17年産から平成20年産）の平均が80%以上であること。

（イ）小麦を事業対象とする場合にあつては、小麦の作付面積が5,000ha以上、大麦（二条大麦、六条大麦及びはだか麦）を事業対象とする場合にあつては、大麦の

コ 共同利用機械・施設の整備に対する交付は、既存共同利用機械・施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新。）及び共同利用施設の附帯施設のみの整備は、交付の対象外とするものとする。

サ [略]

シ 共同利用機械・施設の整備に当たっては、産地の実情及び担い手動向に即し、担い手を目指す農家及び生産組織の育成に資するよう最適な運営の方式及び規模とするよう次に掲げる事項に留意するものとする。

(ア)・(イ) [略]

ス～ニ [略]

ヌ 稲、麦、大豆、果樹及び野菜を対象とした整備事業を実施する事業実施主体は、原則として、事業実施状況の報告期間中に1回以上、整備した施設等を利用する生産者から記録済みの生産工程管理手法のチェックシートの提出を受けることなどにより、生産工程管理手法の導入が図られるよう努めるものとする。

ただし、施設等を利用する生産者が不特定多数である等、チェックシートの提出を受ける生産者の特定が困難な場合は、この限りではない。

また、事業等の実施主体あたりの当該農業者の数が多数に及ぶ場合等においては、そのうち一定割合を抽出して確認する方法でもよいこととする。

なお、チェックシートについては、「農業生産工程管理手法（GAP手法）の導入及び推進について」（平成19年4月6日付け19生産第11号消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）に示す「GAP手法（基礎的GAP手法）のモデル」（平成19年3月31日付け農林水産省ホームページにおいて公開した「基礎GAP」）の生産者用における必須項目の内容を含むものとする。

ただし、チェックシートに必須項目の内容が含まれていない場合においては、別途、必須項目の内容をチェックした書類を添付することでも可とする。

（注）生産工程管理手法とは、生産者自らが、①農作業の計画を立て、チェックシートを定め、②チェックシートを確認し農作業を行うとともにこれを記録し、③記録を点検しつつ、改善点を見出し、④次回の作付けに活用するという工程管理を行うための一連の手法のことをいう。

作付面積（二条大麦、六条大麦及びはだか麦の合計）が1,500ha以上の都道府県内の地区であること。

ノ 原油高騰対策の取組にあつては、原油価格高騰に耐え得る産地体制を確立する観点から、農業生産における燃油の使用量を低減するために必要な以下に掲げる園芸用設備等及び農業機械等の整備を実施できるものとする。

（ア） 水稲直播機

施肥等複合作業機を含み、出芽、苗立を安定させるための播種深度の調節機能等を有するものに限る。

（イ） 田植機

複合作業機を含み、乗用で、8条植以上とし、かつ、高速作業が可能な機構、又はディーゼル機関、電子制御式燃料噴射装置、高効率な無段階変速装置等の省エネルギー機構を有するものに限る。

（ウ） コンバイン

以下の要件でいずれかを満たすものに限る。

- a 普通型で米、麦及び大豆を含む複数作物の収穫機能を有するもの。
- b 収穫物の生体量測定及び品質分析の機能を有するもの。

（エ） 茶複合管理機

ディーゼル機関等の省エネルギー機構を有するものに限る。

（オ） 飼料播種機

播種前の工程において耕起作業を不要とする機能を有するものに限る。

（カ） ロールベラー

以下のいずれかの要件を満たすものに限る。

- a 細断された粗飼料を高圧密に成形する機能を有するもの。
- b 稲発酵粗飼料の刈取から成形までを一工程で行う機能を有するもの。

（キ） その他、農業用機械施設の補助対象範囲の基準について（昭和57年4月5日付け57農蚕第2503号構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長、林野庁長官連名通知）の別表第1及び別表第2に記載された機械であつて、特に省エネルギー効果が認められる機械。

（ク） 穀物乾燥調製施設

米、麦及び大豆を含む複数作物の乾燥機能を有し、粳の最大処理量が5,000kg以上で、遠赤外線放射体を加熱することで発生する遠赤外線乾燥する機能を有する乾燥機及びその附帯施設の導入に限る。

（ケ） 穀類乾燥調製貯蔵施設

麦を対象とする施設であつて、かつ、ネの（ア）及び（イ）の要件を満たす地区における、遠赤外線放射体を加熱することで発生する遠赤外線乾燥する機能を有する等の省エネルギー化システムを使用した施設の導入に限る。

(コ) 荒茶加工施設

連続式の省エネ型粗揉機及びその附帯施設に限る。

(サ) 葉たばこ、いぐさ用遠赤外線加熱装置

葉たばこ、いぐさ等の乾燥機の加温部に設置する装置で、遠赤外線放射体を加熱することで発生する遠赤外線乾燥する機能を有するもの及び、これを併せた燃料消費量削減のための制御装置の導入に限る。

(シ) 省エネルギーモデル温室

省エネルギーモデル温室の設置については、原則として「施設園芸の省エネルギー対策の推進について」（昭和54年6月15日付け54食流第3240号農林水産省経済局長、構造改善局長、農蚕園芸局長、食品流通局長通知）に基づいて地下水又は地熱水利用設備、太陽熱利用設備、廃棄物等燃焼熱利用設備等熱交換設備等の整備を行うものとし、その規模は、設置実面積が500平方メートル以上とする。

また、附帯設備として、複合環境制御装置、水源施設、受変電施設、集中管理棟、養液栽培装置、自動保温カーテン装置、自動かん水兼施肥施設、自動換気装置、自動炭酸ガス発生装置、自動除湿装置及び土壌消毒施設を現地の実態等に応じて装備するものとするが、自動換気装置は、必ず装備するものとする。

なお、設置に当たっては、あらかじめ、地下水、地熱水、太陽熱、廃棄物等燃焼熱等の地域資源の賦存状況、利用可能熱量、権利関係及び導入作物の必要熱量等について十分検討するとともに、長期にわたって地域資源の利用が可能であることを確認し、低コスト生産の推進に留意するものとする。

(ス) 外張材の設置

a 外張の多重化のための被覆材設置

開閉又は巻き上げ装置を同時に整備する場合に限る。外張材へ強制的に送風し、空気層を作るものにあつては、送風機及びその付帯設備を含む。

b 従来使用していた外張材より保温性が優れた被覆材の設置

c a 及び b と同時に導入する温度センサー及び制御装置の設置

(セ) ウォーターカーテン

a ウォーターカーテン装置（ハウス内の保温カーテン上に地下水を均一に散布して室内を保温する装置をいい、このために必要な貯水槽、揚水機、配管設備、散水ノズル、保温カーテン及び排水槽等を含む。）の導入

b a と一体的に導入する温度センサーの配置

(ソ) 内張材の設置

a 内張カーテンの多層化のための内張材の設置

開閉又は巻き上げ装置を同時に整備する場合に限る。また、内張材へ強制的に送風し、空気層を作るものにあつては、送風機及びその付帯設備を含む。

b a と一体的に導入する温度センサー及び制御装置の設置

(タ) 多段式サーモ装置及びこれと一体的に導入する温度センサーの導入

(チ) 排熱回収装置の導入

(ツ) 循環扇及びこれと一体的に導入する温度センサー及び制御装置の導入

(テ) その他温室のエネルギー利用効率を高め、園芸用施設の加温に用いる燃油の使用量を低減するために必要な（ス）から（ツ）と同等の装置等の導入（加温装置本体の整備は除く。）

ハ 原油高騰対策の取組を実施する場合にあつては、受益農家は、本事業において導入する施設・機械等について、当該施設・機械等の運転マニュアルに従うなど、省

エネルギーの利用に努めることとする。

ノの(ア)から(ク)に掲げる農業機械等を導入する際には、受益農家は、「農業機械省エネ利用マニュアル」及び「農業機械の省エネ利用チェックシート」の普及・活用について(平成19年12月6日付け19生産第5484号農林水産省生産局長通知)の「農業機械の省エネ利用チェックシート」に基づく省エネルギー生産管理対策を実施し、又は実施することが確実に見込まなければならないものとする。

なお、事業実施主体は、本対策実施年度の翌年度から目標年度までの間、毎年度、本対策により整備する農業機械等を利用する受益農家から署名を付した当該チェックシートの写しの提出を受け、当該農家が当該チェックシートに基づく省エネルギー生産管理対策を実施したことを確認することとする。

また、ノの(シ)から(テ)に掲げる園芸施設等を導入する際には、受益農家は、「施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート」、「施設園芸省エネルギー生産管理マニュアル」、「施設園芸省エネルギー資材・設備等の格付認定について」及び「施設園芸省エネルギー型栽培の推進方向について」について(平成20年3月31日付け19生産第9343号農林水産省生産局長通知)の「施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート」に基づく省エネルギー生産管理対策を実施し、又は実施することが確実に見込まなければならないものとする。

なお、事業実施主体は、本対策の実施年度から目標年度までの間、毎年度、本対策により設置する施設を利用する受益農家から署名を付した当該チェックシートの写しの提出を受け、当該農家がチェックシートに基づく省エネルギー生産管理対策を実施したことを確認することとする。

ヒ 原油高騰対策の取組を実施する場合にあっては、ノの(シ)～(テ)に掲げる施設等を導入する際には、共同利用を確保するために以下の内容を全て実施することとする。

なお、(ア)から(ウ)までを実施するに当たっては、別記様式14号から16号により、共同利用管理台帳を作成することとし、(ア)については作業日、作業種類、作業者、作業時間等を、(イ)については購入日、資材名、数量、価格、購入者等を、(ウ)については出荷日、出荷作物、数量、従事者等を明記することとする。

共同利用管理台帳は、要綱第7の1の生産局長等が別に定める事業実施状況報告とともに都道府県知事に提出することとする。

(ア) 栽培管理作業の共同化

育苗、は種、定植、施肥、薬剤散布、収穫等の主要な作業のいずれかを共同で行うこととする。

(イ) 資材の共同購入

肥料や農業薬剤等の資材のいずれかを共同で購入することとする。

(ウ) 共同出荷

出荷に際しては、共同で行うこととする。

(エ) 所有の明確化

導入する施設が、事業実施主体の所有であるということが規約により明らかであること。

(オ) 共同管理

導入する施設が共同で管理(利用料金の徴収及び一体的維持管理)されていること。

なお、施設の導入に当たっては、当該施設の共同利用が確保される場合に限り、地域内における分散を認めることとする。

フ 燃油・肥料高騰緊急対策実施要綱（平成20年10月16日付け20生産第4016号農林水産事務次官依命通知）第3の1の肥料・燃油高騰対応緊急対策事業による助成の対象となっている園芸用施設において、本事業によりノの（シ）から（テ）の設備を導入する場合にあっては、当該省エネルギー化設備以外に燃油・肥料高騰緊急対策実施要領（平成20年10月16日付け20生産第4017号農林水産省生産局長通知）別紙1第1の2の（2）に掲げるアからエ、オの（ア）から（キ）及びカの技術等のいずれかが利用されていることを要件として、支援の対象とすることができるものとする。

ヘ 原油高騰対策の取組を実施しようとする地区においては、ノの（ア）から（サ）については、以下の（ア）から（エ）に定める農業生産省エネルギー化推進計画が知事による承認を受けていること、又は承認を受けることが確実に見込まれること。また、ノの（シ）から（テ）については、下の（オ）から（ケ）に定める施設園芸省エネルギー化推進計画が知事による承認を受けていること、又は承認を受けることが確実に見込まれること。

（ア）農業生産省エネルギー化推進計画の趣旨

産地において、省エネルギー施設・農業機械等の導入により、当該施設・農業機械等利用に係る燃油の使用量の削減を進めるための行動計画（農業生産省エネルギー化推進計画。以下「推進計画」という。）を策定し、計画に基づく取組を推進することにより、原油価格の高騰に耐え得る産地の体質強化を図る。

（イ）計画策定主体

推進計画の策定主体は、農業協同組合連合会、農業協同組合、農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体その他農業者の組織する団体、市町村とする。

（ウ）推進計画の内容等

a 対象期間

対象期間は取組実施年度から3年間とする。

b 推進計画の内容

推進計画は、次に掲げる項目を含めて作成することとする。

農業生産省エネルギー化推進計画に記載すべき事項

1 産地の現状に関する項目

（1）本計画の対象となる産地の範囲、産地における対象品目の農家戸数、生産面積、生産量

（2）本計画の対象となる施設・農業機械等に係る農家戸数、利用面積、生産量について記載するものとする。

2 省エネルギー化のための取組に係る年度計画

省エネルギー化を推進するための具体的な取組について年度ごとに記載するものとする。

3 成果目標に関する項目

本計画の対象となる施設・農業機械等に係る農家における燃油の

使用量について、現状値（直近を含む過去3ヵ年の平均値等により算出）、年度ごとの目標値を記載するものとする。

4 その他都道府県知事が計画の審査等を行うに当たって必要とする項目

(エ) 推進計画の承認等

- a 計画策定主体は、推進計画を策定し、知事に提出するものとする。
- b 知事は、aにより提出された推進計画について、成果目標における燃油の使用量の低減率が10%以上であり、取組の計画の内容が目標達成の観点から妥当と見込まれるときは、承認を行うものとする。
- c 知事は、bに基づき承認した推進計画について、別紙様式6号により取りまとめ、別紙様式7号により地方農政局長等に報告するものとする。
- d 計画策定主体は、次に掲げる項目を含めて、本取組の実施年度の翌年度から目標年度までの間、毎年度、推進計画の取組状況報告書を作成の上、翌年度の5月末までに知事に報告するものとする。
- e 知事はdに基づく報告があった場合は、別紙様式8号により取りまとめ、当該年度の7月末までに別紙様式9号により地方農政局長等に報告するものとする。

農業生産省エネルギー化推進計画の取組み状況報告に記載すべき項目

- 1 産地の現状に関する項目
  - (1) 本計画の対象となる産地の範囲、産地における対象品目の農家戸数、生産面積、生産量
  - (2) 本計画の対象となる施設・農業機械等に係る農家戸数、利用面積、生産量について記載するものとする。なお、その他、地域の特殊事情（激甚災害の発生等）があれば、記載するものとする。
- 2 省エネルギー化のための取組に係る年度計画  
省エネルギー化を推進するための具体的な取組について年度ごとに記載するものとする。
- 3 成果目標に関する項目  
本計画の対象となる施設・農業機械等に係る農家における燃油の使用量について、現状値と取組の総合評価を記載するものとする。
- 4 取組の効果及び改善方策に関する項目  
「取組の効果」、「取組実施後の課題」及び「改善方策（改善の必要がある場合）」について記載するものとする。
- 5 その他取組状況報告に必要な項目

(オ) 施設園芸省エネルギー化推進計画の趣旨

施設園芸産地において、省エネルギー設備の導入等により、燃油の使用量の低減を進めるための行動計画（施設園芸省エネルギー化推進計画。以下「推進計画」という。）を策定し、計画に基づく取組を推進することにより、原油価格高騰に耐え得る産地の体質強化を図る。

(カ) 計画策定主体

推進計画の策定主体は、農業協同組合連合会、農業協同組合、農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体その他農業者の組織する団体とする。

(キ) 推進計画の内容等

a 対象期間

対象期間は取組実施年度から3年間とする。

b 推進計画の内容

推進計画は、次に掲げる項目を含めて作成することとする。

施設園芸省エネルギー化推進計画に記載すべき事項

1 産地の現状に関する項目

(1) 本計画の対象となる産地の範囲、産地における対象品目とその農家戸数、生産面積、生産量

(2) 本計画の対象となる加温施設に係る農家戸数、施設設置面積、生産量について記載するものとする。

2 産地の燃油の使用状況に関する項目

3 省エネルギー化のための取組に係る年度計画

省エネルギー化を推進するための具体的な取組について年度ごとに記載するものとする。

4 成果目標に関する項目

本計画の対象となる加温施設に係る農家における燃油の使用量及び農業経営費について、現状値（過去3ヵ年の平均値等により算出）、年度ごとの目標値を記載するものとする。

5 その他都道府県知事が計画の審査等を行うに当たって必要とする項目

(ク) 推進計画の承認等

a 計画策定主体は、推進計画を作成し、知事に提出するものとする。

b 知事は、aにより提出された推進計画について、成果目標における燃油の使用量の低減率が10%以上であり、取組の計画の内容が目標達成の観点から妥当と認められるときは、承認を行うものとする。

- c 知事は、bに基づき承認した推進計画について、別紙様式10号により取りまとめ、別紙様式11号により地方農政局長等に報告するものとする。
- d 計画策定主体は、下表に掲げる項目を含めて、各年度の推進計画の取組状況報告書を作成の上、次年度の5月末までに知事に報告するものとする。
- e 知事は、dに基づく報告があった場合は、別紙様式12号により取りまとめ、当該年度の7月末までに別紙様式13号により地方農政局長等に報告するものとする。

(ケ) 推進計画の変更

- a 計画策定主体は、推進計画を変更するときは、変更内容について知事の承認を得るものとする。
- b 知事は、推進計画の変更内容が、燃油使用量の一層の低減に資するものであり、目標達成の観点から妥当であると認められるときは、承認を行うものとする。
- c 変更された推進計画の知事承認後の取扱いについては、クのcからeに準じるものとする。

(コ) 事業実施計画の変更

ノの(シ)から(テ)に掲げる施設等を導入した事業実施主体は、燃油使用量の一層の低減に資する場合に限り、対象品目を変更する事業実施計画を提出できるものとする。  
なお、その場合にあっては、(ク)及び(ケ)により、知事による承認を受けている、又は、承認を受けることが確実と見込まれる推進計画に対象品目が位置づけられているものとする。

施設園芸省エネルギー化推進計画の取組状況報告に記載すべき項目

- 1 産地の現状に関する項目
  - (1) 本計画の対象となる産地の範囲、産地における対象品目とその農家戸数、生産面積、生産量
  - (2) 本計画の対象となる加温施設に係る農家戸数、施設設置面積、生産量について記載するものとする。なお、その他、地域の特殊事情(激甚災害の発生等)があれば、記載するものとする。
- 2 省エネルギー化のための取組の実施状況に関する項目  
省エネルギー化を推進するための具体的な取組実績について記載するものとする。
- 3 成果に関する項目  
本計画の対象となる加温施設に係る農家における燃油の使用量及び農業経営費について、現状値と取組の総合評価を記載するものとする。
- 4 取組の効果及び改善方策に関する項目

「取組の効果」、「取組実施後の課題」及び「改善方策（改善の必要がある場合）」について記載するものとする。

#### 5 その他取組状況報告に必要な項目

(2)・(3) [略]

#### (4) 採択要件

ア 別表1の成果目標については、達成すべき成果目標の同じ取組の中からいずれか2つまでを満たす目標を設定すること。満たさない場合は、事業実施地区の認定農業者数が、計画時に比べ50%以上増加又は当該市町村の過去5年間の認定農業者の増加率以上となる目標を設定すること。

イ [略]

ウ 整備事業の上限事業費

要綱別表のメニューの欄のうち次に掲げる共同利用機械・施設にあっては、その額を超える部分について、交付の対象外とする。

ただし、地域の実情等やむを得ない事由により、交付対象上限事業費を超えて施工する必要があると都道府県知事が特に認めた場合及び原油高騰対策の取組を実施する場合にあってはこの限りではない。

表 [略]

エ [略]

オ 要綱別表のIの採択要件の欄の1の(5)に定める総事業費に満たない場合にあっても、要領第1の3に定める費用対効果分析を実施し、都道府県知事が、地域の実情により必要と認めた場合及び原油高騰対策の取組を実施する場合にあっては、当該事業を実施できるものとする。

カ 原油高騰対策の取り組みを実施する場合にあっては、総事業費が50万円以上であること。

キ 面積要件等

(ア) 要綱別表のIの採択要件の欄の1の(3)の生産局長等が別に定める事業対象作物の作付面積は、おおむね次に掲げる規模以上であることとする。

ただし、原油高騰対策の取組を実施する場合は、この限りでない。

また、国産原材料供給円滑化対策の取組において、事業実施主体が食品事業者である場合は、国産原材料の供給元に対して適用されるものとする。

a～h [略]

(イ)～(エ) [略]

#### (5) 共同利用機械・施設の基準等

ア 耕種作物小規模土地基盤整備  
[略]

(ア)～(ウ) [略]

(エ) 優良品種系統等への改植・高接

a [略]

(a) [略]

(b) 交付の対象とする「優良品種系統等」とは、農林水産省登録品種、都道府県育成品種等とする。なお、優良品種系統等であっても、品種の転換を伴わない改植については、原則として交付対象外とするものとする。

(2)・(3) [略]

#### (4) 採択要件

ア 別表1の成果目標については、達成すべき成果目標のいずれか一つを満たす目標を設定すること。満たさない場合は、事業実施地区の認定農業者数が、計画時に比べ50%以上増加又は当該市町村の過去5年間の認定農業者の増加率以上となる目標を設定すること。

イ [略]

ウ 整備事業の上限事業費

要綱別表のメニューの欄のうち次に掲げる共同利用機械・施設にあっては、その額を超える部分について、交付の対象外とする。

ただし、地域の実情等やむを得ない事由により、交付対象上限事業費を超えて施工する必要があると都道府県知事が特に認めた場合にあってはこの限りではない。

表 [略]

エ [略]

オ 要綱別表のIの採択要件の欄の1の(5)に定める総事業費に満たない場合にあっても、要領第1の3に定める費用対効果分析を実施し、都道府県知事が、地域の実情により必要と認めた場合、当該事業を実施できるものとする。

カ 面積要件等

(ア) 要綱別表のIの採択要件の欄の1の(3)の生産局長等が別に定める事業対象作物の作付面積は、おおむね次に掲げる規模以上であることとする。

a～h [略]

(イ)～(エ) [略]

#### (5) 共同利用機械・施設の基準等

ア 耕種作物小規模土地基盤整備  
[略]

(ア)～(ウ) [略]

(エ) 優良品種系統等への改植・高接

a [略]

(a) [略]

(b) 交付の対象とする「優良品種系統等」とは、農林水産省登録品種、都道府県育成品種等とする。なお、優良品種系統等であっても、品種の転換を伴わない改植については、原則として交付対象外とするものとする。

ただし、国産原材料供給力円滑化対策の取組において実施する場合にあってはこの限りではない。

- (c) [略]
- b・c [略]
- (オ) [略]
- イ [略]
- ウ 耕種作物共同利用施設  
[略]
- (ア)～(ケ) [略]
- (オ) 農産物処理加工施設
- a～g [略]
- h 土地利用型作物(大豆)の取組において、食品事業者が整備する場合については、契約栽培を行う受益地区において、食品事業者と生産者等による推進体制(協議会等)が整備されていることとし、産地ブランドを確立するために、当該受益地区内の契約栽培大豆の処理加工に必要な規模の処理加工用機器の新設又は増設のみとする。  
なお、処理加工を行う大豆については、産地と契約栽培した大豆に限るものとし、当該契約栽培は、整備する機器の耐用年数期間内は契約数量が減少することのないよう、長期的な契約を締結するものとする。
- i・j [略]
- (カ)～(ス) [略]
- エ～カ [略]

## 第2 輸入急増農産物における産地構造改革の推進

### 1 取組の概要

[略]

(1)・(2) [略]

#### (3) 国産原材料供給力円滑化対策の取組

加工・業務用需要における国産原材料の安定供給体制の確保等を緊急に推進するために必要な、共同利用機械、農産物加工処理施設等の整備を支援。

#### (4) 原油高騰対策の取組

原油価格の高騰に対応するため、燃油消費量の低減に資する園芸用設備及び農業機械等の導入を支援。

### 2 取組の実施基準等

(1)～(4) [略]

(5) 共同利用機械・施設の基準等

[略]

ア～ケ [略]

コ 輸入急増農産物を対象として、国産原材料供給力円滑化対策、原油高騰対策の取組を実施する場合にあっては、第1の規定に準じて実施するものとする。

## 第3 [略]

Ⅲ・Ⅳ [略]

別紙様式1号～別紙様式5号 [略]

- (c) [略]
- b・c [略]
- (オ) [略]
- イ [略]
- ウ 耕種作物共同利用施設  
[略]
- (ア)～(ケ) [略]
- (オ) 農産物処理加工施設
- a～g [略]
- h 食品事業者が整備する場合については、契約栽培を行う受益地区において、食品事業者と生産者等による推進体制(協議会等)が整備されていることとし、産地ブランドを確立するために、当該受益地区内の契約栽培大豆の処理加工に必要な規模の処理加工用機器の新設又は増設のみとする。  
なお、処理加工を行う大豆については、産地と契約栽培した大豆に限るものとし、当該契約栽培は、整備する機器の耐用年数期間内は契約数量が減少することのないよう、長期的な契約を締結するものとする。
- i・j [略]
- (カ)～(ス) [略]
- エ～カ [略]

## 第2 輸入急増農産物における産地構造改革の推進

### 1 取組の概要

[略]

(1)・(2) [略]

### 2 取組の実施基準等

(1)～(4) [略]

(5) 共同利用機械・施設の基準等

[略]

ア～ケ [略]

## 第3 [略]

Ⅲ・Ⅳ [略]

別紙様式1号～別紙様式5号 [略]

強い農業づくり交付金の配分基準について改正案  
(原油高騰対策関連部分のみ)

<p>【国産原材料供給円滑化対策（果樹）】</p> <p>※④、⑤及び⑥の中から1つ選択することを必須とする。</p>	<p>生産性向上</p>	<p>【国産原材料供給円滑化対策（果樹）】 （コスト削減に関する目標） ①単位面積当たり費用合計を5%以上削減</p>	<p>・当該品目の10a当たり費用合計の削減について</p> <p>20%以上・・・・・・・・・・9ポイント 16%以上・・・・・・・・・・7ポイント 13%以上・・・・・・・・・・5ポイント 9%以上・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※上記ポイントに加え、食料供給コスト削減特別ポイント3ポイントを加算。 ただし、みかん及びりんごの取組については、事業実施主体は、事業実施状況の報告期間に1回以上、受益農家から、品目別コスト削減戦略の取組チェックシート（地域の実情に応じて点検項目を変更したものでも可。）の提出を受けるなどにより生産コストの低減に取り組むこととする。</p> <p>※※上記ポイントに加え、①に該当する場合はポイントを加算 ①本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※※※上記ポイントに加え、②及び③に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ②事業費1,000万円当たりの果樹産地構造改革計画「果樹産地構造改革計画について」（平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知）第2に規定された果樹産地構造改革計画をいう。以下同じ。）に掲げられた担い手の数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は、国産原材料の供給元の担い手の数とする。 12人以上・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>③事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※※※※②、③にかかわらず、果樹産地構造改革計画において、加工・業務用仕向けの推進を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記①と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。</p>				
	<p>生産性向上</p>	<p>【国産原材料供給円滑化対策（果樹）】 （労働時間の削減に関する目標） ②単位面積当たり労働時間を5%以上削減</p>	<p>・当該品目の10a当たり労働時間の削減について</p> <p>25%以上・・・・・・・・・・9ポイント 20%以上・・・・・・・・・・7ポイント 15%以上・・・・・・・・・・5ポイント 10%以上・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※上記ポイントに加え、①、②又は③のいずれかによりポイントを加算 ①以下のとおりポイントを加算 ・平成15年度から平成19年度までの労働時間の削減について</p>				

10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント  
5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント  
 ・果樹産地構造改革計画を策定していること  
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

②農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算  
 ・超低コスト耐候性ハウス<sup>※</sup>・・・・・・・・・・ 3ポイント

注) 超低コスト耐候性ハウスとは、強い農業づくり交付金実施要領（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産省総合食料局長、生産局長、経営局長通知）別記のⅡの第1にて規定する低コスト耐候性ハウスのうち、単位面積当たりの価格が、同等の耐候性を備えた鉄骨温室の平均単価のおおむね60%以下の価格であるものをいう。以下同じ。

③以下のとおりポイントを加算。  
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合  
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合  
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合  
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

※※上記ポイントに加え、④に該当する場合はポイントを加算

④本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合  
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

※※※上記ポイントに加え、⑤及び⑥に該当する場合はポイントを加算。  
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

⑤事業費1,000万円当たりの果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数について  
ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は、国産原材料の供給元の担い手の数とする。

- 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
- 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

⑥事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について

- 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
- 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・ 1ポイント

※※※※⑤、⑥にかかわらず、果樹産地構造改革計画において、加工・業務用仕向けの推進を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算

		<p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。  <u>なお、上記④と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。</u></p>				
生産性向上	<p>【国産原材料供給円滑化対策(果樹)】  (単収の増加に関する目標)  ③単位面積当たり収量を5%以上増加</p>	<p>・当該品目の10a当たり収量の増加について  20%以上・・・・・・・・・・9ポイント  16%以上・・・・・・・・・・7ポイント  13%以上・・・・・・・・・・5ポイント  9%以上・・・・・・・・・・3ポイント  5%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※上記ポイントに加え、①、②又は③のいずれかによりポイントを加算  ①以下のとおりポイントを加算  ・平成15年度から平成19年度までの単収の増加について  10%以上・・・・・・・・・・2ポイント  5%以上・・・・・・・・・・1ポイント  ・果樹産地構造改革計画を策定していること  ・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>②農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算  ・超低コスト耐候性ハウス・・・・・・・・3ポイント</p> <p>③以下のとおりポイントを加算。  ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。  ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合  ・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合  ・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合  ・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※※上記ポイントに加え、④に該当する場合はポイントを加算  ④本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合  ・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※※※上記ポイントに加え、⑤及び⑥に該当する場合はポイントを加算。  ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。  ⑤事業費1,000万円当たりの果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数について  ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の担い手の数とする。  12人以上・・・・・・・・・・2ポイント  3人以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>⑥事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割</p>				

		<p>合について</p> <p>1.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>0%以上1.5%未満・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※※※※⑤、⑥にかかわらず、果樹産地構造改革計画において、加工・業務用仕向けの推進を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>なお、上記④と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。</p>				
需 要 に 応 じ た 生 産 量 の 確 保	<p>【国産原材料供給円滑化対策(果樹)】(契約取引の推進に関する目標)</p> <p>④全出荷量又は全栽培面積のうち契約取引割合を5ポイント以上増加</p>	<p>・当該品目の契約取引割合の増加について</p> <p>25ポイント以上・・・・・・・・9ポイント</p> <p>20ポイント以上・・・・・・・・7ポイント</p> <p>15ポイント以上・・・・・・・・5ポイント</p> <p>10ポイント以上・・・・・・・・3ポイント</p> <p>5ポイント以上・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※上記ポイントに加え、①～④のいずれかによりポイントを加算</p> <p>①当該品目の現状の契約取引割合が</p> <p>30%以上・・・・・・・・3ポイント</p> <p>20%以上・・・・・・・・2ポイント</p> <p>10%以上・・・・・・・・1ポイント</p> <p>②以下のとおりポイントを加算</p> <p>・事業実施主体として、以下のアからウのうち、3つに該当する場合は3ポイント、2つに該当する場合は2ポイント、1つに該当する場合は1ポイントを加算。</p> <p>ア 現状の当該品目の1戸当たりの販売量又は栽培面積が「品目別経営統計」における当該県の平均値以上である。</p> <p>イ 果樹産地構造改革計画を策定している。</p> <p>ウ トレーサビリティシステムの構築に取り組む又は構築に向けた検討を行う。</p> <p>③農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <p>・超低コスト耐候性ハウス・・・・・・・・3ポイント</p> <p>④以下のとおりポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合</p> <p>・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合</p> <p>・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合</p> <p>・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※※上記ポイントに加え、⑤に該当する場合はポイントを加算</p>				

		<p>⑤本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合  ..... 1ポイント</p> <p>※※※上記ポイントに加え、⑥及び⑦に該当する場合はポイントを加算。  ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>⑥事業費1,000万円当たりの果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数について  ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の担い手の数とする。  12人以上..... 2ポイント  3人以上..... 1ポイント</p> <p>⑦事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について  1.5%以上..... 2ポイント  0%以上1.5%未満..... 1ポイント</p> <p>※※※※⑥、⑦にかかわらず、果樹産地構造改革計画において、加工・業務用仕向けの推進を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算  ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。  なお、上記⑤と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。</p>				
<p>需 要 に 応 じ た 生 産 量 の 確 保</p>	<p>【国産原材料供給円滑化対策(果樹)】  (加工向け出荷量の増加に関する目標)  ⑤全出荷量又は全栽培面積に占める加工向け出荷量の割合を3ポイント以上増加</p>	<p>・当該品目の加工向け出荷量の割合の増加について  15ポイント以上..... 9ポイント  12ポイント以上..... 7ポイント  9ポイント以上..... 5ポイント  6ポイント以上..... 3ポイント  3ポイント以上..... 1ポイント</p> <p>※上記ポイントに加え、①～④のいずれかによりポイントを加算</p> <p>①当該品目の現状の加工向け出荷量の割合が  12%以上..... 3ポイント  9%以上..... 2ポイント  6%以上..... 1ポイント</p> <p>②以下のとおりポイントを加算  ・事業実施主体として、以下のアからウのうち、3つに該当する場合は3ポイント、2つに該当する場合は2ポイント、1つに該当する場合は1ポイントを加算。  ア 現状の当該品目の1戸当たりの販売量又は栽培面積が「品目別経営統計」における当該県の平均値以上である。  イ 果樹産地構造改革計画を策定している。  ウ トレサビリティシステムの構築に取り組む又は構築に向けた検討を行う。</p> <p>③農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算  ・超低コスト耐候性ハウス..... 3ポイント</p> <p>④以下のとおりポイントを加算。  ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。  ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくは</p>				

		<p>その構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合  ..... 2ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合  ..... 1ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合  ..... 1ポイント</p> <p>※※上記ポイントに加え、⑤に該当する場合はポイントを加算  ⑤本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合  ..... 1ポイント</p> <p>※※※上記ポイントに加え、⑥及び⑦に該当する場合はポイントを加算。  ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。  ⑥事業費1,000万円当たりの果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数について  ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は、国産原材料の供給元の担い手の数とする。  12人以上..... 2ポイント  3人以上..... 1ポイント</p> <p>⑦事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について  1.5%以上..... 2ポイント  0%以上1.5%未満..... 1ポイント</p> <p>※※※※⑥、⑦にかかわらず、果樹産地構造改革計画において、加工・業務用仕向けの推進を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算  ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。  なお、上記⑤と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。</p>				
<p>需要に応じた生産量の確保</p>	<p>【国産原材料供給円滑化対策(果樹)】  (加工品又は加工原材料の販売金額の増加に関する目標)  ⑥当該事業実施主体による対象品目の加工品又は加工原材料の販売金額を2%以上増加</p>	<p>・当該事業実施主体による対象品目の加工品又は加工原材料又は販売金額の増加について  10%以上..... 9ポイント  8%以上..... 7ポイント  6%以上..... 5ポイント  4%以上..... 3ポイント  2%以上..... 1ポイント</p> <p>※上記ポイントに加え、①～④のいずれかによりポイントを加算  ①以下のとおりポイントを加算  ・平成15年度から平成19年度までの加工品又は加工原材料の販売金額の増加について  8%以上..... 3ポイント  6%以上..... 2ポイント  4%以上..... 1ポイント</p>				

②以下のとおりポイントを加算

- ・事業実施主体として、以下のアからウのうち、3つに該当する場合は3ポイント、2つに該当する場合は2ポイント、1つに該当する場合は1ポイントを加算。
- ア 現状の当該品目の1戸当たりの販売量又は栽培面積が「品目別経営統計」における当該県の平均値以上である。
- イ 果樹産地構造改革計画を策定している。
- ウ トレサビリティシステムの構築に取り組む又は構築に向けた検討を行う。

③農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算

- ・超低コスト耐候性ハウス・・・・・・・・・・3ポイント

④以下のとおりポイントを加算。

ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント
- ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

※※上記ポイントに加え、⑤に該当する場合はポイントを加算

⑤本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

※※※上記ポイントに加え、⑥及び⑦に該当する場合はポイントを加算。

ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

⑥事業費1,000万円当たりの果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数について

ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は、国産原材料の供給元の担い手の数とする。

- 12人以上・・・・・・・・・・2ポイント
- 3人以上・・・・・・・・・・1ポイント

⑦事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について

- 1.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント
- 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・1ポイント

※※※※⑥、⑦にかかわらず、果樹産地構造改革計画において、加工・業務用仕向けの推進を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算

ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

なお、上記⑤と同じ設定理由に基づく加算は認めない

			ものとする。
<p>【国産原材料供給円滑化対策（野菜）】</p> <p>※③、④及び⑤の中から1つ選択することを必須とする。</p>	生産性向上	<p>【国産原材料供給円滑化対策（野菜）】 （コスト削減に関する目標）</p> <p>①以下のいずれか1つを選択する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単位面積当たり又は単位収量当たりの費用合計を5%以上削減</li> <li>・流通コストを5%以上削減</li> </ul>	<p>・当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり費用合計の削減について</p> <p>41%以上・・・・・・・・・・9ポイント</p> <p>31%以上・・・・・・・・・・7ポイント</p> <p>21%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>11%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>5%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>又は、</p> <p>・当該品目の流通コストの削減について</p> <p>41%以上・・・・・・・・・・9ポイント</p> <p>31%以上・・・・・・・・・・7ポイント</p> <p>21%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>11%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>5%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※上記ポイントに加え、食料供給コスト削減特別ポイント3ポイントを加算。</p> <p>ただし、キャベツ及びトマトの取組については、事業実施主体は、事業実施状況の報告期間に1回以上、受益農家から、品目別コスト削減戦略の取組チェックシート（地域の実情に応じて点検項目を変更したものでも可。）の提出を受けるなどにより生産コストの低減に取り組むこととする。</p> <p>※※上記ポイントに加え、（1）に該当する場合はポイントを加算</p> <p>（1）本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合</p> <p>・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※※※上記ポイントに加え、（2）及び（3）に該当する場合はポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>（2）事業費1,000万円当たりの野菜の産地強化計画（「野菜の産地強化計画の策定について」（平成13年11月16日付け生産第6379号農林水産省生産局長通知）第2に規定する産地強化計画をいう。以下同じ。）に掲げられた担い手の数について</p> <p>ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の担い手の数とする。</p> <p>12人以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>3人以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>（3）事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <p>1.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※※※※（2）、（3）にかかわらず、加工・業務用野菜<sup>注）</sup>については、緊急性ポイントとして、4ポイントを加算</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>注）「加工・業務用野菜」とは、以下の要件をすべて満たしている品目のうち、輸入急増野菜に該当する品目を除くものをいう。以下同じ。</p> <p>①野菜のうち、「加工・業務用需要向けの野菜の生産拡大について」（平成19年7月9日付け19生産第2557号農林水産省野菜課長通知。以下「加工・業務用通知」という。）の2の（1）に規定する戦略的重点品目又は都道府県の</p>

		<p>戦略的重点品目であること。</p> <p>②①の品目について「野菜の産地強化計画の策定について」(平成13年11月16日付け13生産第6379号農林水産省生産局長通知)第2の規定に基づき、加工・業務用需要への取組を拡大しようとする産地強化計画を策定していること。</p> <p>③産地強化計画について、加工・業務用通知の2の(2)により実施した点検・評価の結果、類型Ⅰ又はⅡに区分された産地であること。</p>				
生産性向上	<p>【国産原材料供給円滑化対策(野菜)】(労働時間の削減に関する目標)</p> <p>②単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間を5%以上削減</p>	<p>・当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間の削減について</p> <p>41%以上・・・・・・・・・・9ポイント</p> <p>31%以上・・・・・・・・・・7ポイント</p> <p>21%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>11%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>5%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>・上記に加え、(1)、(2)又は(3)のいずれかによりポイントを加算</p> <p>(1)事業実施主体として、以下の①から③までのうち、3つ全てに該当する場合は3ポイント、2つに該当する場合は2ポイント、1つに該当する場合は1ポイントを加算。</p> <p>①現状の当該品目の10a当たりの労働時間が「品目別経営統計(野菜・果樹品目別統計)」における全国平均値以下、又は10a当たりの収量が「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全国平均値以上であること(統計値がある品目に限る。)</p> <p>②産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中であること</p> <p>③野菜の消費拡大を図る取組を実施している事業実績があること(1日5皿分(350g)以上の野菜摂取を普及啓発し、野菜の消費量を拡大するため、消費者団体等が参画する協議会等を設置し、野菜に関するセミナー、地場野菜の栽培・収穫・調理体験等を実施しているものに限る。)</p> <p>(2)農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <p>・超低コスト耐候性ハウス・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>(3)以下のとおりポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※※上記ポイントに加え、(4)に該当する場合はポイントを加算</p>				

		<p>(4) 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合  ..... 1ポイント</p> <p>※※※上記ポイントに加え、(5)及び(6)に該当する場合はポイントを加算。  ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>(5) 事業費1,000万円当たりの野菜の産地強化計画で掲げられた担い手の数について  ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は、<u>国産原材料の供給元の担い手の数とする。</u>  12人以上..... 2ポイント  3人以上..... 1ポイント</p> <p>(6) 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について  1.5%以上..... 2ポイント  0%以上1.5%未満..... 1ポイント</p> <p>※※※※(5)、(6)にかかわらず、加工・業務用野菜については、緊急性ポイントとして、4ポイントを加算  ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p>				
<p>需要に応じた生産量の確保</p>	<p>【国産原材料供給円滑化対策(野菜)】(契約取引の推進に関する目標)  ③全出荷量又は全作付面積のうち契約取引割合を5ポイント以上増加</p>	<p>・当該品目の契約取引割合の増加について  25ポイント以上..... 9ポイント  20ポイント以上..... 7ポイント  15ポイント以上..... 5ポイント  10ポイント以上..... 3ポイント  5ポイント以上..... 1ポイント</p> <p>※上記に加え、(1)～(4)のいずれかによりポイントを加算</p> <p>(1) 当該品目の現状の契約取引割合が  30%以上..... 3ポイント  20%以上..... 2ポイント  10%以上..... 1ポイント</p> <p>(2) 事業実施主体として、以下の①から③までのうち、3つ全てに該当する場合は3ポイント、2つに該当する場合は2ポイント、1つに該当する場合は1ポイントを加算。  ①現状の当該品目の1戸当たり販売量(又は作付面積)が「品目別経営統計(野菜・果樹品目別統計)」又は「農林業センサス」における全国平均値以上であること(統計値がある品目に限る)  ②産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中であること  ③トレーサビリティシステムの構築に取り組む又は構築に向けた検討を行うこと</p> <p>(3) 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算  ・超低コスト耐候性ハウス..... 3ポイント</p> <p>(4) 以下のとおりポイントを加算。  ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合</p>				

		<p>..... 2ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ..... 1ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ..... 1ポイント</p> <p>※※上記ポイントに加え、(5)に該当する場合はポイントを加算 (5)本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ..... 1ポイント</p> <p>※※※上記ポイントに加え、(6)及び(7)に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 (6)事業費1,000万円当たりの野菜の産地強化計画で掲げられた担い手の数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の担い手の数とする。 12人以上..... 2ポイント 3人以上..... 1ポイント</p> <p>(7)事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上..... 2ポイント 0%以上1.5%未満..... 1ポイント</p> <p>※※※※(6)、(7)にかかわらず、加工・業務用野菜については、緊急性ポイントとして、4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p>				
<p>需要に応じた生産量の確保</p>	<p>【国産原材料供給円滑化対策(野菜)】(加工向け出荷量の増加に関する目標) ④全出荷量又は全作付面積に占める加工向け出荷量の割合を5ポイント以上増加</p>	<p>・当該品目の加工向け出荷量の割合の増加について 25ポイント以上..... 9ポイント 20ポイント以上..... 7ポイント 15ポイント以上..... 5ポイント 10ポイント以上..... 3ポイント 5ポイント以上..... 1ポイント</p> <p>※上記に加え、(1)～(4)のいずれかによりポイントを加算 (1)当該品目の現状の加工向け出荷量の割合が 30%以上..... 3ポイント 20%以上..... 2ポイント 10%以上..... 1ポイント</p> <p>(2)事業実施主体として、以下の①から③までのうち、3つ全てに該当する場合は3ポイント、2つに該当する場合は2ポイント、1つに該当する場合は1ポイントを加算。 ①現状の当該品目の1戸当たり販売量(又は作付面積)が「品目別経営統計(野菜・果樹品目別統計)」又は「農林業センサス」における全国平均値以上であること(統計値がある品目に限る) ②産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を</p>				

		<p>終えている又は協議中であること  <u>③トレーサビリティシステムの構築に取り組む又は構築に向けた検討を行うこと</u></p> <p><u>(3) 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</u>  ・<u>超低コスト耐候性ハウス</u>・・・・・・・・・・ 3ポイント</p> <p><u>(4) 以下のとおりポイントを加算。</u>  ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。  ・<u>事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合</u>  ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>・<u>事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合</u>  ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>・<u>事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合</u>  ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p><u>※※上記ポイントに加え、(5)に該当する場合はポイントを加算</u>  <u>(5) 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合</u>  ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p><u>※※※上記ポイントに加え、(6)及び(7)に該当する場合はポイントを加算。</u>  ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。  <u>(6) 事業費1,000万円当たりの野菜の産地強化計画で掲げられた担い手の数について</u>  ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は、<u>国産原材料の供給元の担い手の数とする。</u>  12人以上・・・・・・・・・・ 2ポイント  3人以上・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p><u>(7) 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</u>  1.5%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント  0%以上1.5%未満・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p><u>※※※※(6)、(7)にかかわらず、加工・業務用野菜については、緊急性ポイントとして、4ポイントを加算</u>  ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p>				
<p>需要に  対応した  生産量の  確保</p>	<p>【国産原材料供給円滑化対策(野菜)】  (加工品又は加工原材料の販売金額の増加に関する目標)  ⑤当該事業実施主体による対象品</p>	<p>・<u>当該事業実施主体による対象品目の加工品又は加工原材料の販売金額の増加について</u>  10%以上・・・・・・・・・・ 9ポイント  8%以上・・・・・・・・・・ 7ポイント  6%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント  4%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント  2%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント</p>				

<p>目の加工品又は加工原材料の販売金額を2%以上増加</p>	<p>※上記に加え、(1)～(4)のいずれかによりポイントを加算</p> <p>(1) 以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成15年度から平成19年度までの加工品又は加工原材料の販売金額の増加について</li> <li>6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント</li> <li>4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント</li> <li>2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</li> </ul> <p>(2) 事業実施主体として、以下の①から③までのうち、3つ全てに該当する場合は3ポイント、2つに該当する場合は2ポイント、1つに該当する場合は1ポイントを加算。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①現状の当該品目の1戸当たり販売量(又は作付面積)が「品目別経営統計(野菜・果樹品目別統計)」又は「農林業センサス」における全国平均値以上であること(統計値がある品目に限る)</li> <li>②産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中であること</li> <li>③トレーサビリティシステムの構築に取り組む又は構築に向けた検討を行うこと</li> </ul> <p>(3) 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・超低コスト耐候性ハウス・・・・・・・・3ポイント</li> </ul> <p>(4) 以下のとおりポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・2ポイント</li> <li>・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・1ポイント</li> <li>・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・1ポイント</li> </ul> <p>※※上記ポイントに加え、(5)に該当する場合はポイントを加算</p> <p>(5) 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※※※上記ポイントに加え、(6)及び(7)に該当する場合はポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>(6) 事業費1,000万円当たりの野菜の産地強化計画で掲げられた担い手の数について</p> <p>ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の担い手の数とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント</li> <li>3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</li> </ul> <p>(7) 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増</p>
---------------------------------	---

			<p>加割合について</p> <p>1.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>0%以上1.5%未満・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※※※※(6)、(7)にかかわらず、加工・業務用野菜については、緊急性ポイントとして、4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p>				
【原油高騰対策（施設園芸（果樹・野菜・花き））】	生産性向上	【原油高騰対策（施設園芸（果樹・野菜・花き））】（施設園芸における省エネルギー化に関する目標） ・施設園芸における燃料使用量を10%以上低減	<p>・施設園芸における燃料使用量の削減について</p> <p>18%以上・・・・・・・・・・9ポイント</p> <p>16%以上・・・・・・・・・・7ポイント</p> <p>14%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>12%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>10%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※上記ポイントに加え、①又は②のいずれかによりポイントを加算</p> <p>①以下のとおりポイントを加算</p> <p>・本年度において、低減効果の高い技術導入又は取組を行っているか、台帳等をつける等による管理を実施している場合（いずれか一つを選択）</p> <p>次の省エネルギー効果を有する技術が利用されている（今回の事業で導入する設備にかかるものを除く）</p> <p>・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>ア 外張被覆の多重化の実施</p> <p>イ 内張被覆の利用</p> <p>ウ ヒートポンプの利用</p> <p>エ 木質バイオマス等燃油以外の資源を利用した加温設備の利用</p> <p>オ 施設園芸用省エネ生産管理の実践</p> <p>カ 廃熱回収機の利用</p> <p>キ 多段式サーモの利用</p> <p>ク 循環扇の利用</p> <p>ケ トンネル被覆の利用</p> <p>コ 高保温性被覆資材の利用</p> <p>サ 燃油・肥料高騰緊急対策実施要領（平成20年10月16日付け20生産第4017号農林水産省生産局長通知）別紙1第1の2の（2）のオの（キ）及びカの技術の利用</p> <p>上記のア～サ以外の省エネ技術の利用がされている</p> <p>・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>年間の燃油消費量等について台帳をつけている</p> <p>・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>②農業新技術2007（平成19年4月9日決定）における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <p>・超低コスト耐候性ハウスの導入・・・・・・・・3ポイント</p> <p>※※上記ポイントに加え、③に該当する場合はポイントを加算</p> <p>③本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合</p> <p>・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※※※上記ポイントに加え④及び⑤に該当する場合はポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1つの加算とする。</p> <p>④事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <p>12人以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>				

			<p>3人以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>⑤事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <p>1.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・1ポイント</p>				
	<p>需要に応じた生産量の確保</p>	<p>【原油高騰対策（施設園芸（果樹・野菜・花き））（施設園芸における供給量の維持に関する目標）</p> <p>・施設園芸における供給量の減少割合を25%以内に抑制</p>	<p>・施設園芸における供給量の減少割合について</p> <p>5%以内・・・・・・・・・・9ポイント</p> <p>10%以内・・・・・・・・・・7ポイント</p> <p>15%以内・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>20%以内・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>25%以内・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※上記ポイントに加え、①又は②のいずれかによりポイントを加算</p> <p>①以下のとおりポイントを加算</p> <p>・10a 当たりの供給量について、</p> <p>都道府県平均の110%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>都道府県平均の105%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>都道府県平均以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>②農業新技術2007（平成19年4月9日決定）における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <p>・超低コスト耐候性ハウスの導入・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>※※上記ポイントに加え、③に該当する場合はポイントを加算</p> <p>③本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合</p> <p>・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※※※上記ポイントに加え④及び⑤に該当する場合はポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ揚げた場合であっても、1つの事業計画につき1つの加算とする。</p> <p>④事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <p>12人以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>3人以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>⑤事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <p>1.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・1ポイント</p>				
<p>【原油高騰対策（農業機械等（水稲直播機））</p> <p>【原油高騰対策（農業機械等（田植機））</p> <p>【原油高騰対策（農業機械等（汎用コンバイン））</p> <p>【原油高騰対策（農業機械等（収</p>	<p>生産性向上</p>	<p>【原油高騰対策（農業機械等（水稲直播機））（農業機械等利用における省エネルギー化に関する目標）</p> <p>・当該農業機械等利用に係る燃油の使用量を12%以上低減</p>	<p>・燃油の使用量の低減割合について</p> <p>26%以上・・・・・・・・・・9ポイント</p> <p>22.5%以上・・・・・・・・・・7ポイント</p> <p>19%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>15.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>12%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※上記ポイントに加え、①又は②のいずれかによりポイントを加算</p> <p>①以下のとおりポイントを加算</p> <p>・年間の燃油使用量について、台帳等をつける等による管理を実施している場合</p> <p>3作業工程以上でつけている・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>2作業工程でつけている・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>1作業工程でつけている・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>②農業新技術2007（平成19年4月9日決定）における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <p>・不耕起汎用播種機の導入・・・・・・・・・・3ポイント</p>				

<p>【原油高騰対策（農業機械等（穀物乾燥調製施設））】</p> <p>【原油高騰対策（農業機械等（畑作物・地域特産物（茶）））】</p> <p>【原油高騰対策（農業機械等（畑作物・地域特産物（葉）））】</p>			<p>※※上記ポイントに加え、③に該当する場合はポイントを加算</p> <p>③本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合 ..... 1ポイント</p> <p>※※※上記ポイントに加え④及び⑤に該当する場合はポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ上げた場合であっても、1つの事業計画につき1つの加算とする。</p> <p>④事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上..... 2ポイント 3人以上..... 1ポイント</p> <p>⑤事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上..... 2ポイント 0%以上1.5%未満..... 1ポイント</p>				
<p>【原油高騰対策（農業機械等（飼種））】</p> <p>【原油高騰対策（農業機械等（飼料作物収穫））】</p> <p>【原油高騰対策（農業機械等（穀類乾燥調製貯蔵施設））】</p> <p>【原油高騰対策（農業機械等（その他））】</p> <p>【原油高騰対策（農業機械等（省エネ農業機械等導入））】</p>	<p>生産性向上</p>	<p>【原油高騰対策（農業機械等（田植機））（農業機械等利用における省エネルギー化に関する目標）</p> <p>・当該農業機械等利用に係る燃油の使用量を22%以上低減</p>	<p>・燃油の使用量の低減割合について 30%以上..... 9ポイント 28%以上..... 7ポイント 26%以上..... 5ポイント 24%以上..... 3ポイント 22%以上..... 1ポイント</p> <p>※上記ポイントに加え、①又は②のいずれかによりポイントを加算</p> <p>①以下のとおりポイントを加算</p> <p>・年間の燃油使用量について、台帳等をつける等による管理を実施している場合 3作業工程以上でつけている..... 3ポイント 2作業工程でつけている..... 2ポイント 1作業工程でつけている..... 1ポイント</p> <p>②農業新技術2007（平成19年4月9日決定）における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <p>・不耕起汎用播種機の導入..... 3ポイント</p> <p>※※上記ポイントに加え、③に該当する場合はポイントを加算</p> <p>③本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合 ..... 1ポイント</p> <p>※※※上記ポイントに加え④及び⑤に該当する場合はポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ上げた場合であっても、1つの事業計画につき1つの加算とする。</p> <p>④事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上..... 2ポイント 3人以上..... 1ポイント</p> <p>⑤事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上..... 2ポイント 0%以上1.5%未満..... 1ポイント</p>				
<p>上</p>		<p>ンバイン))】（農業機械等利用における省エ</p>	<p>・燃油の使用量の低減割合について 26%以上..... 9ポイント 23%以上..... 7ポイント</p>				

	<p>エネルギー化に関する目標) ・当該農業機械等利用に係る燃油の使用量を14%以上低減</p>	<p>20%以上・・・・・・・・・・5ポイント 17%以上・・・・・・・・・・3ポイント 14%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※上記ポイントに加え、①又は②のいずれかによりポイントを加算 ①以下のとおりポイントを加算 ・年間の燃油使用量について、台帳等をつける等による管理を実施している場合 3作業工程以上でつけている・・・・・・・・3ポイント 2作業工程でつけている・・・・・・・・2ポイント 1作業工程でつけている・・・・・・・・1ポイント</p> <p>②農業新技術2007（平成19年4月9日決定）における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・不耕起汎用播種機の導入・・・・・・・・3ポイント</p> <p>※※上記ポイントに加え、③に該当する場合はポイントを加算 ③本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※※※上記ポイントに加え④及び⑤に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ上げた場合であっても、1つの事業計画につき1つの加算とする。</p> <p>④事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・1ポイント</p> <p>⑤事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・1ポイント</p>				
<p>生産性向上</p>	<p>【原油高騰対策（農業機械等（収量コンバイン））（農業機械等利用における省エネルギー化に関する目標） ・当該農業機械等利用に係る燃油の使用量を16%以上低減</p>	<p>・燃油の使用量の低減割合について 20%以上・・・・・・・・9ポイント 19%以上・・・・・・・・7ポイント 18%以上・・・・・・・・5ポイント 17%以上・・・・・・・・3ポイント 16%以上・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※上記ポイントに加え、①又は②のいずれかによりポイントを加算 ①以下のとおりポイントを加算 ・年間の燃油使用量について、台帳等をつける等による管理を実施している場合 3作業工程以上でつけている・・・・・・・・3ポイント 2作業工程でつけている・・・・・・・・2ポイント 1作業工程でつけている・・・・・・・・1ポイント</p> <p>②農業新技術2007（平成19年4月9日決定）における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・不耕起汎用播種機の導入・・・・・・・・3ポイント</p> <p>※※上記ポイントに加え、③に該当する場合はポイントを加算 ③本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※※※上記ポイントに加え④及び⑤に該当する場合はポイントを加算。</p>				

		<p>ントを加算。  ただし、達成すべき成果目標を2つ揚げた場合であっても、1つの事業計画につき1つの加算とする。</p> <p>④事業費1,000万円当たりの認定農業者数について  12人以上・・・2ポイント  3人以上・・・1ポイント</p> <p>⑤事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について  1.5%以上・・・2ポイント  0%以上1.5%未満・・・1ポイント</p>			
生産性向上	<p>【原油高騰対策（農業機械等（穀物乾燥調製施設））（農業機械等利用における省エネルギー化に関する目標）  ・当該農業機械等利用に係る燃油の使用量を20%以上低減</p>	<p>・燃油の使用量の低減割合について  24%以上・・・9ポイント  23%以上・・・7ポイント  22%以上・・・5ポイント  21%以上・・・3ポイント  20%以上・・・1ポイント</p> <p>※上記ポイントに加え、①又は②のいずれかによりポイントを加算  ①以下のとおりポイントを加算  ・年間の燃油使用量について、台帳等をつける等による管理を実施している場合  3作業工程以上でつけている・・・3ポイント  2作業工程でつけている・・・2ポイント  1作業工程でつけている・・・1ポイント</p> <p>②農業新技術2007（平成19年4月9日決定）における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算  ・不耕起汎用播種機の導入・・・3ポイント</p> <p>※※上記ポイントに加え、③に該当する場合はポイントを加算  ③本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合  ・・・1ポイント</p> <p>※※※上記ポイントに加え④及び⑤に該当する場合はポイントを加算。  ただし、達成すべき成果目標を2つ揚げた場合であっても、1つの事業計画につき1つの加算とする。</p> <p>④事業費1,000万円当たりの認定農業者数について  12人以上・・・2ポイント  3人以上・・・1ポイント</p> <p>⑤事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について  1.5%以上・・・2ポイント  0%以上1.5%未満・・・1ポイント</p>			
生産性向上	<p>【原油高騰対策（農業機械等（畑作物・地域特産物（茶）））（農業機械等利用における省エネルギー化に関する目標）  ・当該農業機械等利用に係る燃油の使用量を10%又は24%以上低減</p>	<p>・荒茶加工施設の燃油の使用量の低減割合について  19%以上・・・9ポイント  17%以上・・・7ポイント  15%以上・・・5ポイント  13%以上・・・3ポイント  10%以上・・・1ポイント</p> <p>又は  ・茶複合管理機の燃油の使用量の低減割合について  32%以上・・・9ポイント  30%以上・・・7ポイント  28%以上・・・5ポイント  26%以上・・・3ポイント</p>			

		<p>24%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※上記ポイントに加え、①に該当する場合はポイントを加算  ・年間の燃油使用量について、台帳等をつける等による管理を実施している場合  3作業工程以上でつけている・・・・・・・・3ポイント  2作業工程でつけている・・・・・・・・2ポイント  1作業工程でつけている・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※※上記ポイントに加え、②に該当する場合はポイントを加算  ②本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合  ・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※※※上記ポイントに加え③及び④に該当する場合はポイントを加算。  ただし、達成すべき成果目標を2つ揚げた場合であっても、1つの事業計画につき1つの加算とする。</p> <p>③事業費1,000万円当たりの認定農業者数について  12人以上・・・・・・・・2ポイント  3人以上・・・・・・・・1ポイント</p> <p>④事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について  1.5%以上・・・・・・・・2ポイント  0%以上1.5%未満・・・・・・・・1ポイント</p>				
生産性向上	<p>【原油高騰対策（農業機械等（畑作物・地域特産物（葉たばこ）））（農業機械等利用における省エネルギー化に関する目標）  ・当該農業機械等利用に係る燃油の使用量を10%以上低減</p>	<p>・燃油の使用量の低減割合について  14%以上・・・・・・・・9ポイント  13%以上・・・・・・・・7ポイント  12%以上・・・・・・・・5ポイント  11%以上・・・・・・・・3ポイント  10%以上・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※上記ポイントに加え、①に該当する場合はポイントを加算  ①以下のとおりポイントを加算  ・年間の燃油使用量について、台帳等をつける等による管理を実施している場合  3作業工程以上でつけている・・・・・・・・3ポイント  2作業工程でつけている・・・・・・・・2ポイント  1作業工程でつけている・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※※上記ポイントに加え、②に該当する場合はポイントを加算  ②本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合  ・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※※※上記ポイントに加え③及び④に該当する場合はポイントを加算。  ただし、達成すべき成果目標を2つ揚げた場合であっても、1つの事業計画につき1つの加算とする。</p> <p>③事業費1,000万円当たりの認定農業者数について  12人以上・・・・・・・・2ポイント  3人以上・・・・・・・・1ポイント</p> <p>④事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について  1.5%以上・・・・・・・・2ポイント  0%以上1.5%未満・・・・・・・・1ポイント</p>				

<p>生産性向上</p>	<p>【原油高騰対策（農業機械等（飼料作物播種））】（農業機械等利用における省エネルギー化に関する目標） ・当該農業機械等利用に係る燃油の使用量を10%以上低減</p>	<p>・燃油の使用量の低減割合について 40%以上・・・・・・・・・・9ポイント 32.5%以上・・・・・・・・・・7ポイント 25%以上・・・・・・・・・・5ポイント 17.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 10%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※上記ポイントに加え、①又は②のいずれかによりポイントを加算 ①以下のとおりポイントを加算 ・年間の燃油使用量について、台帳等をつける等による管理を実施している場合 3作業工程以上でつけている・・・・・・・・3ポイント 2作業工程でつけている・・・・・・・・2ポイント 1作業工程でつけている・・・・・・・・1ポイント</p> <p>②農業新技術2007（平成19年4月9日決定）における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛飼育 ・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>※※上記ポイントに加え、③に該当する場合はポイントを加算 ③本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※※※上記ポイントに加え飼料増産に資する取組は、4ポイント加算。 ただし、達成すべき目標を2つ揚げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p>				
<p>生産性向上</p>	<p>【原油高騰対策（農業機械等（飼料作物収穫））】（農業機械等利用における省エネルギー化に関する目標） ・当該農業機械等利用に係る燃油の使用量を10%以上低減</p>	<p>・燃油の使用量の低減割合について 30%以上・・・・・・・・・・9ポイント 25%以上・・・・・・・・・・7ポイント 20%以上・・・・・・・・・・5ポイント 15%以上・・・・・・・・・・3ポイント 10%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※上記ポイントに加え、①又は②のいずれかによりポイントを加算 ①以下のとおりポイントを加算 ・年間の燃油使用量について、台帳等をつける等による管理を実施している場合 3作業工程以上でつけている・・・・・・・・3ポイント 2作業工程でつけている・・・・・・・・2ポイント 1作業工程でつけている・・・・・・・・1ポイント</p> <p>②農業新技術2007（平成19年4月9日決定）における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛飼育 ・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>※※上記ポイントに加え、③に該当する場合はポイントを加算 ③本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※※※上記ポイントに加え飼料増産に資する取組は、4ポイント加算。</p>				

		<p>ただし、達成すべき目標を2つ揚げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p>			
生産性向上	<p>【原油高騰対策（農業機械等（穀類乾燥調製貯蔵施設））（農業機械等利用における省エネルギー化に関する目標） ・当該農業機械等利用に係る燃油の使用量を10%以上低減</p>	<p>・燃油の使用量の低減割合について</p> <p>26%以上・・・9ポイント 22%以上・・・7ポイント 18%以上・・・5ポイント 14%以上・・・3ポイント 10%以上・・・1ポイント</p> <p>※上記ポイントに加え、①又は②のいずれかによりポイントを加算</p> <p>①以下のとおりポイントを加算</p> <p>・年間の燃油使用量について、台帳等をつける等による管理を実施している場合</p> <p>3作業工程以上でつけている・・・3ポイント 2作業工程でつけている・・・2ポイント 1作業工程でつけている・・・1ポイント</p> <p>②農業新技術2007（平成19年4月9日決定）における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <p>・不耕起汎用播種機の導入・・・3ポイント</p> <p>※※上記ポイントに加え、③に該当する場合はポイントを加算</p> <p>③本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合</p> <p>・・・1ポイント</p> <p>※※※上記ポイントに加え④及び⑤に該当する場合はポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ揚げた場合であっても、1つの事業計画につき1つの加算とする。</p> <p>④事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <p>12人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント</p> <p>⑤事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <p>1.5%以上・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・1ポイント</p>			
生産性向上	<p>【原油高騰対策（農業機械等（その他））（農業機械等利用における省エネルギー化に関する目標） ・当該農業機械等利用に係る燃油の使用量を20%以上低減</p>	<p>・燃油の使用量の低減割合について</p> <p>60%以上・・・9ポイント 50%以上・・・7ポイント 40%以上・・・5ポイント 30%以上・・・3ポイント 20%以上・・・1ポイント</p> <p>※上記ポイントに加え、①に該当する場合はポイントを加算</p> <p>①以下のとおりポイントを加算</p> <p>・年間の燃油使用量について、台帳等をつける等による管理を実施している場合</p> <p>3作業工程以上でつけている・・・3ポイント 2作業工程でつけている・・・2ポイント 1作業工程でつけている・・・1ポイント</p> <p>※※上記ポイントに加え、②に該当する場合はポイントを加算</p> <p>②本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合</p>			

		<p>..... 1ポイント</p> <p>※※※上記ポイントに加え③及び④に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ揚げた場合であっても、1つの事業計画につき1つの加算とする。</p> <p>③事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上..... 2ポイント 3人以上..... 1ポイント</p> <p>④事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上..... 2ポイント 0%以上1.5%未満..... 1ポイント</p>			
生産性向上	<p>【原油高騰対策（農業機械等（省エネ農業機械等導入））（農業機械等の利用にかかる労働時間の目標） ・当該農業機械等の利用に係る労働時間の増加割合を10%以下に抑制</p>	<p>・10アール当たり労働時間の増加割合について 0%以下..... 9ポイント 2.5%以下..... 7ポイント 5%以下..... 5ポイント 7.5%以下..... 3ポイント 10%以下..... 1ポイント</p> <p>※上記ポイントに加え、①又は②のいずれかによりポイントを加算</p> <p>①以下のとおりポイントを加算 ・10 a 当たりの労働時間について、 都道府県平均の96%以下..... 3ポイント 都道府県平均の98%以下..... 2ポイント 都道府県平均以下..... 1ポイント</p> <p>②農業新技術2007（平成19年4月9日決定）における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・不耕起汎用播種機の導入..... 3ポイント</p> <p>※※上記ポイントに加え、③に該当する場合はポイントを加算 ③本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合 ..... 1ポイント</p> <p>※※※上記ポイントに加え④及び⑤に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ揚げた場合であっても、1つの事業計画につき1つの加算とする。</p> <p>④事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上..... 2ポイント 3人以上..... 1ポイント</p> <p>⑤事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上..... 2ポイント 0%以上1.5%未満..... 1ポイント</p>			



輸入増産に ける国産 急農物 おる産 エの回	[略]	[略]	[略]	[略]
	<p>【国産原材料供給円滑化対策（輸入急増野菜）】（コスト削減に関する目標）</p> <p>※③、④及び⑤の中から1つ選択することを必須とする。</p>	<p>輸入急増農物における国産シェアの奪回</p>	<p>【国産原材料供給円滑化対策（輸入急増野菜）】（コスト削減に関する目標）</p> <p>①以下のいずれか1つを選択する。</p> <p>・単位面積当たり又は単位収量当たり費用合計を5%以上削減</p> <p>・流通コストを5%以上削減</p>	<p>・当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり費用合計の削減について</p> <p>41%以上・・・・・・・・・・9ポイント</p> <p>31%以上・・・・・・・・・・7ポイント</p> <p>21%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>11%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>5%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>又は、</p> <p>・当該品目の流通コストの削減割合について</p> <p>41%以上・・・・・・・・・・9ポイント</p> <p>31%以上・・・・・・・・・・7ポイント</p> <p>21%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>11%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>5%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※上記ポイントに加え、食料供給コスト削減特別ポイント3ポイントを加算。</p> <p>ただし、キャベツ、トマトの取組については、事業実施主体は、事業実施状況の報告期間に1回以上、受益農家から、品目別コスト削減戦略の取組チェックシート（地域の実情に応じて点検項目を変更したものでも可。）の提出を受けるなどにより生産コストの低減に取り組むこととする。</p> <p>※※上記ポイントに加え、(1)に該当する場合はポイントを加算</p> <p>(1) 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合</p> <p>・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※※※上記ポイントに加え、さらに、セーフガード監視品目等に係る取組は緊急性ポイントとして、4ポイントを加算</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p>
		<p>輸入急増農物における国産シェアの奪回</p>	<p>【国産原材料供給円滑化対策（輸入急増野菜）】（労働時間の削減に関する目標）</p> <p>②単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間を5%以上削減</p>	<p>・当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間の削減について</p> <p>41%以上・・・・・・・・・・9ポイント</p> <p>31%以上・・・・・・・・・・7ポイント</p> <p>21%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>11%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>5%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※上記に加え、(1)、(2)又は(3)のいずれかによりポイントを加算</p> <p>(1) 事業実施主体として、以下の①から③までのうち、3つ全てに該当する場合は3ポイント、2つに該当する場合は2ポイント、1つに該当する場合は1ポイントを加算</p> <p>①現状の当該品目の10a当たり労働時間が「品目別経営統計（野菜・果樹品目別統計）」における全国平均値以下、又は10a当たり収量が「野菜生産出荷統計」若しくは「地域特産野菜の生産状況」における全国平</p>

輸入増産に ける国産 急農物 おる産 エの回	[略]	[略]	[略]	[略]

均値以上であること（統計値がある品目に限る。）  
 ②産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中であること  
 ③野菜の消費拡大を図る取組を実施している事業実績があること（1日5皿分（350g）以上の野菜摂取を普及啓発し、野菜の消費量を拡大するため、消費者団体等が参画する協議会等を設置し、野菜に関するセミナー、地場野菜の栽培・収穫・調理体験等を実施しているものに限る。）

（2）農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算  
 ・超低コスト耐候性ハウス・・・・・・・・・・3ポイント

（3）以下のとおりポイントを加算。  
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。  
 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合  
 ・・・・・・・・・・2ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合  
 ・・・・・・・・・・1ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合  
 ・・・・・・・・・・1ポイント

※※上記ポイントに加え、（4）に該当する場合はポイントを加算

（4）本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合  
 ・・・・・・・・・・1ポイント

※※※上記ポイントに加え、さらに、セーフガード監視品目等に係る取組は緊急性ポイントとして、4ポイントを加算

ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

輸入急増農産物における国産シェアの奪回  
 【国産原材料供給円滑化対策（輸入急増野菜）】  
 （契約取引の推進に関する目標）  
 ③全出荷量又は全作付面積のうち契約取引割合を5ポイント以上増加

・当該品目の契約取引割合の増加について  
 25ポイント以上・・・・・・・・・・9ポイント  
 20ポイント以上・・・・・・・・・・7ポイント  
 15ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント  
 10ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント  
 5ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント

※上記に加え、（1）～（4）のいずれかによりポイントを加算

（1）当該品目の現状の契約取引割合が  
 30%以上・・・・・・・・・・3ポイント  
 20%以上・・・・・・・・・・2ポイント

		<p>10%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>(2) 事業実施主体として、以下の①から③までのうち、3つ全てに該当する場合は3ポイント、2つに該当する場合は2ポイント、1つに該当する場合は1ポイントを加算</p> <p>①現状の当該品目の1戸当たり販売量(又は作付面積)が「品目別経営統計(野菜・果樹品目別統計)」若しくは「農林業センサス」における全国平均値以上であること(統計値がある品目に限る。)</p> <p>②産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中であること</p> <p>③トレーサビリティシステムの構築に取り組む又は構築に向けた検討を行うこと</p> <p>(3) 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <p>・超低コスト耐候性ハウス・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>(4) 以下のとおりポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※※上記ポイントに加え、(5)に該当する場合はポイントを加算</p> <p>(5) 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※※※上記ポイントに加え、さらに、セーフガード監視品目等に係る取組は緊急性ポイントとして、4ポイントを加算</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p>				
輸入急増農産物における国産シ	【国産原材料供給円滑化対策(輸入急増野菜)】(加工向け出荷量の増加に関する目標)	<p>④全出荷量又は全</p> <p>・当該品目の加工向け出荷量の割合の増加について</p> <p>25ポイント以上・・・・・・・・・・9ポイント</p> <p>20ポイント以上・・・・・・・・・・7ポイント</p> <p>15ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>10ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>5ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>				

<p>エアの奪回</p>	<p>作付面積に占める加工向け出荷量の割合を5ポイント以上増加</p>	<p>※上記に加え、(1)～(4)のいずれかによりポイントを加算</p> <p>(1) 当該品目の現状の加工向け出荷量の割合が  30%以上・・・・・・・・・・3ポイント  20%以上・・・・・・・・・・2ポイント  10%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>(2) 事業実施主体として、以下の①から③までのうち、3つ全てに該当する場合は3ポイント、2つに該当する場合は2ポイント、1つに該当する場合は1ポイントを加算</p> <p>①現状の当該品目の1戸当たり販売量(又は作付面積)が「品目別経営統計(野菜・果樹品目別統計)」若しくは「農林業センサス」における全国平均値以上であること(統計値がある品目に限る。)</p> <p>②産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中であること</p> <p>③トレーサビリティシステムの構築に取り組む又は構築に向けた検討を行うこと</p> <p>(3) 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・超低コスト耐候性ハウス・・・・・・・・・・3ポイント</li> </ul> <p>(4) 以下のとおりポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合  ・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント</li> <li>・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合  ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</li> <li>・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合  ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</li> </ul> <p>※※上記ポイントに加え、(5)に該当する場合はポイントを加算</p> <p>(5) 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合  ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※※※上記ポイントに加え、さらに、セーフガード監視品目等に係る取組は緊急性ポイントとして、4ポイントを加算</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p>									
<p>輸入急増</p>	<p>【国産原材料供給円滑化対策(輸入</p>	<p>・当該事業実施主体による対象品目の加工品又は加工原料の販売金額の増加について</p>									

農産物における国産シェアの奪回	<p>急増野菜】  (加工品又は加工原材料の販売金額の増加に関する目標)  ⑤当該事業実施主体による対象品目の加工品又は加工原材料の販売金額を2%以上増加</p>	<p>10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ポイント  8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 7ポイント  6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント  4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント  2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>※上記に加え、(1)～(4)のいずれかによりポイントを加算</p> <p>(1) 以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成15年度から平成19年度までの加工品又は加工原材料の販売金額の増加について <ul style="list-style-type: none"> <li>8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント</li> <li>6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</li> <li>4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</li> </ul> </li> </ul> <p>(2) 事業実施主体として、以下の①から③までのうち、3つ全てに該当する場合は3ポイント、2つに該当する場合は2ポイント、1つに該当する場合は1ポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①現状の当該品目の1戸当たり販売量(又は作付面積)が「品目別経営統計(野菜・果樹品目別統計)」若しくは「農林業センサス」における全国平均値以上であること(統計値がある品目に限る。)</li> <li>②産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中であること</li> <li>③トレーサビリティシステムの構築に取り組む又は構築に向けた検討を行うこと</li> </ul> <p>(3) 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>超低コスト耐候性ハウス・・・・・・・・ 3ポイント</li> </ul> <p>(4) 以下のとおりポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合  ・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</li> <li>事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合  ・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</li> <li>事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合  ・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</li> </ul> <p>※※上記ポイントに加え、(5)に該当する場合はポイントを加算</p> <p>(5) 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合  ・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>※※※上記ポイントに加え、さらに、セーフガード監視品</p>
-----------------	---	--

			<p>目等に係る取組は緊急性ポイントとして、4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p>				
【原油高騰対策（農業機械等（いぐさ））】	輸入増農産物における国産シェアの奪回	<p>【原油高騰対策（農業機械等（いぐさ））】 （農業機械等利用における省エネルギー化に関する目標）</p> <p>・当該農業機械等利用に係る燃油の使用量を10%以上低減</p>	<p>・燃油の使用量の低減割合について</p> <p>14%以上・・・・・・・・・・9ポイント 13%以上・・・・・・・・・・7ポイント 12%以上・・・・・・・・・・5ポイント 11%以上・・・・・・・・・・3ポイント 10%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※上記ポイントに加え、①に該当する場合はポイントを加算</p> <p>①以下のとおりポイントを加算</p> <p>・年間の燃油使用量について、台帳等をつける等による管理を実施している場合</p> <p>3作業工程以上でつけている・・・・・・・・3ポイント 2作業工程でつけている・・・・・・・・2ポイント 1作業工程でつけている・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※※上記ポイントに加え、②に該当する場合はポイントを加算</p> <p>②本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合</p> <p>・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※※※上記ポイントに加え③及び④に該当する場合はポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1つの加算とする。</p> <p>③事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <p>12人以上・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>④事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <p>1.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※※※③、④にかかわらず、セーフガード監視品目等に係る取組は緊急性ポイントとして、4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p>				
	輸入増農産物における国産シェアの奪回	<p>【原油高騰対策（農業機械等（いぐさ））】 （農業機械等の利用にかかる労働時間の目標）</p> <p>・当該農業機械等の利用に係る労働時間の増加割合を10%以下に抑制</p>	<p>・10アール当たり労働時間の増加割合について</p> <p>0%以下・・・・・・・・・・9ポイント 2.5%以下・・・・・・・・・・7ポイント 5%以下・・・・・・・・・・5ポイント 7.5%以下・・・・・・・・・・3ポイント 10%以下・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※上記ポイントに加え、①又は②のいずれかによりポイントを加算</p> <p>①以下のとおりポイントを加算</p> <p>・10a当たりの労働時間について、</p> <p>都道府県平均の96%以下・・・・・・・・3ポイント 都道府県平均の98%以下・・・・・・・・2ポイント 都道府県平均以下・・・・・・・・1ポイント</p>				

			<p>②農業新技術2007（平成19年4月9日決定）における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不耕起汎用播種機の導入・・・・・・・・・・3ポイント</li> </ul> <p>※※上記ポイントに加え、③に該当する場合はポイントを加算</p> <p>③本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・・・・・・・・・・1ポイント</li> </ul> <p>※※※上記ポイントに加え④及び⑤に該当する場合はポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1つの加算とする。</p> <p>④事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>12人以上・・・・・・・・・・2ポイント</li> <li>3人以上・・・・・・・・・・1ポイント</li> </ul> <p>⑤事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント</li> <li>0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・1ポイント</li> </ul> <p>※※※④、⑤にかかわらず、セーフガード監視品目等に係る取組は緊急性ポイントとして、4ポイントを加算</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p>				
<p>【原油高騰対策（施設園芸（輸入急増野菜））】</p>	<p>輸入急増農産物における国産シェアの奪回</p>	<p>【原油高騰対策（施設園芸（輸入急増野菜））】（施設園芸における省エネルギー化に関する目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設園芸における燃油の使用量を10%以上低減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設園芸における燃料使用量の削減について</li> <li>18%以上・・・・・・・・・・9ポイント</li> <li>16%以上・・・・・・・・・・7ポイント</li> <li>14%以上・・・・・・・・・・5ポイント</li> <li>12%以上・・・・・・・・・・3ポイント</li> <li>10%以上・・・・・・・・・・1ポイント</li> </ul> <p>※上記ポイントに加え、①又は②のいずれかによりポイントを加算</p> <p>①以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本年度において、低減効果の高い技術導入又は取組を行っているか、台帳等をつける等による管理を実施している場合（いずれか一つを選択）</li> </ul> <p>次の省エネルギー効果を有する技術が利用されている（今回の事業で導入する設備にかかるものを除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・・・・・・・・・・3ポイント</li> <li>ア 外張被覆の多重化の実施</li> <li>イ 内張被覆の利用</li> <li>ウ ヒートポンプの利用</li> <li>エ 木質バイオマス等燃油以外の資源を利用した加温設備の利用</li> <li>オ 施設園芸用省エネ生産管理の実践</li> <li>カ 廃熱回収機の利用</li> <li>キ 多段式サーモの利用</li> <li>ク 循環扇の利用</li> <li>ケ トンネル被覆の利用</li> <li>コ 高保温性被覆資材の利用</li> <li>サ 燃油・肥料高騰緊急対策実施要領（平成20年10月16日付け20生産第4017号農林水産省生産局長通知）別紙1第1の2の（2）のオの（キ）及びカの技術の</li> </ul>				

		<p style="text-align: center;"><u>利用</u></p> <p><u>上記のア～サ以外の省エネ技術の利用がされている</u>  ..... 2ポイント</p> <p><u>年間の燃油消費量等について台帳をつけている</u>  ..... 1ポイント</p> <p><u>②農業新技術2007（平成19年4月9日決定）における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</u>  ・超低コスト耐候性ハウスの導入..... 3ポイント</p> <p><u>※※上記ポイントに加え、③に該当する場合はポイントを加算</u>  ③本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合  ..... 1ポイント</p> <p><u>※※※上記ポイントに加え④及び⑤に該当する場合はポイントを加算。</u>  ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1つの加算とする。</p> <p><u>④事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</u>  12人以上..... 2ポイント  3人以上..... 1ポイント</p> <p><u>⑤事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</u>  1.5%以上..... 2ポイント  0%以上1.5%未満..... 1ポイント</p> <p><u>※※※※④、⑤にかかわらず、セーフガード監視品目等に係る取組は緊急性ポイントとして、4ポイントを加算</u>  ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p>
<u>輸入急増農産物における国産シェアの奪回</u>	<u>【原油高騰対策（施設園芸（輸入急増野菜））（施設園芸における供給量の維持に関する目標）</u> ・施設園芸における供給量の減少割合を25%以内に抑制	<p><u>・施設園芸における供給量の減少割合について</u>  5%以内..... 9ポイント  10%以内..... 7ポイント  15%以内..... 5ポイント  20%以内..... 3ポイント  25%以内..... 1ポイント</p> <p><u>※上記ポイントに加え、①又は②のいずれかによりポイントを加算</u>  ①以下のとおりポイントを加算  ・10a 当たりの供給量について、  都道府県平均の110%以上..... 3ポイント  都道府県平均の105%以上..... 2ポイント  都道府県平均以上..... 1ポイント</p> <p><u>②農業新技術2007（平成19年4月9日決定）における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</u>  ・超低コスト耐候性ハウスの導入..... 3ポイント</p> <p><u>※※上記ポイントに加え、③に該当する場合はポイントを加算</u>  ③本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目</p>

			<p>標のうち1つである場合  ..... 1ポイント</p> <p>※※※上記ポイントに加え④及び⑤に該当する場合はポイントを加算。  ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1つの加算とする。</p> <p>④事業費1,000万円当たりの認定農業者数について  12人以上..... 2ポイント  3人以上..... 1ポイント</p> <p>⑤事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について  1.5%以上..... 2ポイント  0%以上1.5%未満..... 1ポイント</p> <p>※※※※④、⑤にかかわらず、セーフガード監視品目等に係る取組は緊急性ポイントとして、4ポイントを加算  ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p>				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
<p>【国産原材料供給円滑化対策（牛肉）】</p> <p>※③の選択は必須</p>	<p>生産性向上</p>	<p>【国産原材料供給円滑化対策（牛肉）】  （肉用牛飼養の低コスト化に関する目標）</p> <p>①肥育牛1頭当たり生産コストを7%以上削減</p>	<p>・肥育牛1頭当たり生産コストの削減割合について  15%以上..... 9ポイント  13%以上..... 7ポイント  11%以上..... 5ポイント  9%以上..... 3ポイント  7%以上..... 1ポイント</p> <p>※上記ポイントに加え、食料供給コスト削減特別ポイント3ポイントを加算。</p> <p>※※上記ポイントに加え、①に該当する場合はポイントを加算  ①本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合  ..... 1ポイント</p> <p>※※※上記ポイントに加え、②及び③に該当する場合はポイントを加算。  ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>②事業費1,000万円当たりの認定農業者数について  ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は、国産原材料の供給元の認定農業者数とする。  12人以上..... 2ポイント  3人以上..... 1ポイント</p> <p>③事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について  1.5%以上..... 2ポイント  0%以上1.5%未満..... 1ポイント</p> <p>※※※②、③にかかわらず、上記ポイントに加え、畜産振興に係る都道府県計画において、実需者・消費者ニーズに対応した畜産物の生産・供給体制の構築を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算</p>				

		<p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。  <u>なお、上記①と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。</u></p>				
生産性向上	<p>【国産原材料供給円滑化対策(牛肉)】  (肉用牛飼養の労働時間の削減に関する目標)  ②肥育牛1頭当たり労働時間を12%以上削減</p>	<p>・肥育牛1頭当たり労働時間の削減割合について  25%以上・・・・・・・・・・9ポイント  22%以上・・・・・・・・・・7ポイント  19%以上・・・・・・・・・・5ポイント  15%以上・・・・・・・・・・3ポイント  12%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※上記ポイントに加え、①又は②又は③のいずれかによりポイントを加算。  ①以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算  (ア)のi)及び(イ)のi)を満たす場合  ・・・・・・・・・・3ポイント  (ア)のi)又は(イ)のi)を満たす場合  ・・・・・・・・・・2ポイント  (ア)のii)又は(イ)のii)を満たす場合  ・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>(ア)直近3年間の当該地区の肥育牛1頭当たり労働時間の平均値について  i)直近3年間の全国平均値の90%以下  ii)直近3年間の全国平均値の90%を超える場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の90%以下  (イ)直近3年間の当該地区の平均総飼養頭数に占める受益頭数の割合について  i)受益頭数の占める割合が50%以上  ii)受益頭数の占める割合が25%以上</p> <p>②農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算  ・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育  ・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>③以下のとおりポイントを加算  ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。  ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合  ・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合  ・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合  ・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※※上記ポイントに加え、④に該当する場合はポイントを加算</p>				

④本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合

..... 1ポイント

※※※上記ポイントに加え、⑤及び⑥に該当する場合はポイントを加算。

ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

⑤事業費1,000万円当たりの認定農業者数について  
ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は、国産原材料の供給元の認定農業者数とする。

12人以上..... 2ポイント

3人以上..... 1ポイント

⑥事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について

1.5%以上..... 2ポイント

0%以上1.5%未満..... 1ポイント

※※※⑤、⑥にかかわらず、上記ポイントに加え、畜産振興に係る都道府県計画において、実需者・消費者ニーズに対応した畜産物の生産・供給体制の構築を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算

ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

なお、上記④と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。

需要  
に応じた  
生産量  
の確保

【国産原材料供給円滑化対策(牛肉)】  
(外食・加工へ流通する銘柄肉用牛の生産頭数の増加割合に関する目標)  
③外食・加工へ流通する銘柄肉用牛の生産頭数の増加割合が現況よりも7%以上増加

・外食・加工へ流通する銘柄肉用牛の生産頭数の増加割合について

15%以上..... 9ポイント

13%以上..... 7ポイント

11%以上..... 5ポイント

9%以上..... 3ポイント

7%以上..... 1ポイント

※上記ポイントに加え、以下に該当する場合はポイントを加算

外食・加工へ流通する銘柄肉用牛の生産頭数の割合について

20%以上..... 3ポイント

15%以上..... 2ポイント

10%以上..... 1ポイント

※※上記ポイントに加え、①に該当する場合はポイントを加算

①本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合

..... 1ポイント

※※※上記ポイントに加え、②、③に該当する場合はポイントを加算。

ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

①事業費1,000万円当たりの認定農業者数について  
ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は、国産

			<p>原材料の供給元の認定農業者数とする。</p> <p>12人以上・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>③事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <p>1.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※※※②、③にかかわらず、上記ポイントに加え、畜産振興に係る都道府県計画において、実需者・消費者ニーズに対応した畜産物の生産・供給体制の構築を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記①と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。</p>				
<p>【国産原材料供給円滑化対策（豚肉）】</p> <p>※③の選択は必須</p>	<p>生産性向上</p>	<p>【国産原材料供給円滑化対策（豚肉）】 （豚飼養の低コスト化に関する目標）</p> <p>①肥育豚1頭当たり生産コストを6%以上削減</p>	<p>・肥育豚1頭当たり生産コストの削減割合について</p> <p>11%以上・・・・・・・・・・9ポイント 9%以上・・・・・・・・・・7ポイント 8%以上・・・・・・・・・・5ポイント 7%以上・・・・・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※上記ポイントに加え、食料供給コスト削減特別ポイント3ポイントを加算。</p> <p>※※上記ポイントに加え、①に該当する場合はポイントを加算 ①本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの一つである場合 ・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※※※上記ポイントに加え、②及び③に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>②事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は、国産原材料の供給元の認定農業者数とする。</p> <p>12人以上・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>③事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <p>1.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※※※②、③にかかわらず、上記ポイントに加え、畜産振興に係る都道府県計画において、実需者・消費者ニーズに対応した畜産物の生産・供給体制の構築を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記①と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。</p>				

		ものとする。				
生産性向上	<p>【国産原材料供給円滑化対策(豚肉)】(豚飼養の省力化に関する目標)</p> <p>②肥育豚1頭当たり労働時間を13%以上削減</p>	<p>・肥育豚1頭当たり労働時間の削減割合について</p> <p>23%以上・・・・・・・・・・9ポイント</p> <p>21%以上・・・・・・・・・・7ポイント</p> <p>18%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>13%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※上記ポイントに加え、①又は②のいずれかによりポイントを加算。</p> <p>①以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算</p> <p>(ア)のi)及び(イ)のi)を満たす場合 ・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>(ア)のi)又は(イ)のi)を満たす場合 ・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>(ア)のii)又は(イ)のii)を満たす場合 ・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>(ア)直近3年間の当該地区の肥育豚1頭当たり労働時間の平均値について</p> <p>i)直近3年間の全国平均値の90%以下</p> <p>ii)直近3年間の全国平均値の90%を超える場合には、直近3年間の当該都道府県の平均値の90%以下</p> <p>(イ)直近3年間の当該地区の平均総飼養頭数に占める受益頭数の割合について</p> <p>i)受益頭数の占める割合が50%以上</p> <p>ii)受益頭数の占める割合が25%以上</p> <p>②以下のとおりポイントを加算</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※※上記ポイントに加え、③に該当する場合はポイントを加算</p> <p>③本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※※※上記ポイントに加え、④及び⑤に該当する場合はポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であつ</p>				

		<p>ても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>③事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は、国産原材料の供給元の認定農業者数とする。</p> <p>12人以上・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>⑤事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <p>1.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※※※④、⑤にかかわらず、上記ポイントに加え、畜産振興に係る都道府県計画において、実需者・消費者ニーズに対応した畜産物の生産・供給体制の構築を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>なお、上記③と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。</p>				
<p>需 要 に 応 じ た 生 産 量 の 確 保</p>	<p>【国産原材料供給円滑化対策（豚肉）】 （<u>外食・加工へ流通する銘柄肉豚の生産頭数の増加割合に関する目標</u>）</p> <p>③外食・加工へ流通する銘柄肉豚の生産頭数の増加割合が現況よりも7%以上増加</p>	<p>・外食・加工へ流通する銘柄肉豚の生産頭数の増加割合について</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・9ポイント 13%以上・・・・・・・・・・7ポイント 11%以上・・・・・・・・・・5ポイント 9%以上・・・・・・・・・・3ポイント 7%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※上記ポイントに加え、以下に該当する場合はポイントを加算</p> <p>外食・加工へ流通する銘柄肉豚の生産頭数の割合について</p> <p>20%以上・・・・・・・・・・3ポイント 15%以上・・・・・・・・・・2ポイント 10%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※※上記ポイントに加え、①に該当する場合はポイントを加算</p> <p>①本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合</p> <p>・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※※※上記ポイントに加え、②、③に該当する場合はポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>②事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の認定農業者数とする。</p> <p>12人以上・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>③事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <p>1.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・1ポイント</p>				

			<p>※※※②、③にかかわらず、上記ポイントに加え、畜産振興に係る都道府県計画において、実需者・消費者ニーズに対応した畜産物の生産・供給体制の構築を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記①と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。</p>				
<p>【国産原材料供給円滑化対策（鶏肉）】 ※③の選択は必須</p>	<p>生産性向上</p>	<p>【国産原材料供給円滑化対策（鶏肉）】 （肉用鶏飼養の低コスト化に関する目標） ①ブロイラー100羽当たり生産コストを8%以上削減</p>	<p>・ブロイラー100羽当たり生産コストの削減割合について 19%以上・・・・・・・・・・9ポイント 16%以上・・・・・・・・・・7ポイント 13%以上・・・・・・・・・・5ポイント 11%以上・・・・・・・・・・3ポイント 8%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※上記ポイントに加え、食料供給コスト削減特別ポイント3ポイントを加算。</p> <p>※※上記ポイントに加え、①に該当する場合はポイントを加算 ①本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※※※上記ポイントに加え、②及び③に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>②事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は、国産原材料の供給元の認定農業者数とする。 12人以上・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>③事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※※※②、③にかかわらず、上記ポイントに加え、畜産振興に係る都道府県計画において、実需者・消費者ニーズに対応した畜産物の生産・供給体制の構築を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記①と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。</p>				
	<p>生産性向上</p>	<p>【国産原材料供給円滑化対策（鶏肉）】 （肉用鶏飼養の省力化に関する目標） ②ブロイラー100羽</p>	<p>・ブロイラー100羽当たり労働時間の削減割合について 23%以上・・・・・・・・・・9ポイント 20%以上・・・・・・・・・・7ポイント 18%以上・・・・・・・・・・5ポイント 15%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p>				

<p>当たり労働時間を13%以上削減 ただし、新たに取組む場合にあっては、地域の平均値より13%以上削減</p>	<p>13%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※上記ポイントに加え、①又は②のいずれかによりポイントを加算</p> <p>①以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算</p> <p>(ア)のi)及び(イ)のi)を満たす場合 ・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>(ア)のi)又は(イ)のi)を満たす場合 ・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>(ア)のii)又は(イ)のii)を満たす場合 ・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>(ア)直近3年間の当該地区のブロイラー100羽当たり労働時間の平均値について</p> <p>i)直近3年間の全国平均値の90%以下</p> <p>ii)直近3年間の全国平均値の90%を超える場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の90%以下</p> <p>(イ)直近3年間の当該地区の平均総飼養羽数に占める受益羽数の割合について</p> <p>i)受益羽数の占める割合が50%以上</p> <p>ii)受益羽数の占める割合が25%以上</p> <p>②以下のとおりポイントを加算</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※※上記ポイントに加え、③に該当する場合はポイントを加算</p> <p>③本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※※※上記ポイントに加え、④及び⑤に該当する場合はポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>④事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <p>ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の認定農業者数とする。</p> <p>12人以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>3人以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>⑤事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割</p>
--	---

		<p>合について</p> <p>1.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>0%以上1.5%未満・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※※※④、⑤にかかわらず、上記ポイントに加え、畜産振興に係る都道府県計画において、実需者・消費者ニーズに対応した畜産物の生産・供給体制の構築を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>なお、上記③と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。</p>			
需要に応じた生産量の確保	<p>【国産原材料供給円滑化対策（鶏肉）】</p> <p>（<u>③</u> 外食・加工へ流通する銘柄肉用鶏の生産頭数の増加割合に関する目標）</p> <p>③外食・加工へ流通する銘柄肉用鶏の生産頭数の増加割合が現況よりも7%以上増加</p>	<p>・外食・加工へ流通する銘柄肉用鶏の生産羽数の増加割合について</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・9ポイント</p> <p>13%以上・・・・・・・・・・7ポイント</p> <p>11%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>9%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>7%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※上記ポイントに加え、以下に該当する場合はポイントを加算</p> <p>外食・加工へ流通する銘柄肉用鶏の生産羽数の割合について</p> <p>20%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>10%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※※上記ポイントに加え、①に該当する場合はポイントを加算</p> <p>①本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合</p> <p>・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※※※上記ポイントに加え、②、③に該当する場合はポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>②事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <p>ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の認定農業者数とする。</p> <p>12人以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>3人以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>③事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <p>1.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>0%以上1.5%未満・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※※※②、③にかかわらず、上記ポイントに加え、畜産振興に係る都道府県計画において、実需者・消費者ニーズに対応した畜産物の生産・供給体制の構築を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>なお、上記①と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。</p>			

<p>【国産原材料供給円滑化対策（馬及び特用家畜）】 ※③の選択は必須</p>	<p>生産性向上</p>	<p>【国産原材料供給円滑化対策（馬及び特用家畜）】（馬及び特用家畜の改良増殖に関する目標） ①生産コストを5%以上削減</p>	<p>ものとする。</p> <p>・生産コストの削減割合について 12%以上・・・・・・・・・・9ポイント 10%以上・・・・・・・・・・7ポイント 8%以上・・・・・・・・・・5ポイント 7%以上・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※上記ポイントに加え、食料供給コスト削減特別ポイント3ポイントを加算。</p> <p>※※上記ポイントに加え、①に該当する場合はポイントを加算 ①本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※※※上記ポイントに加え、②及び③に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ②事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は、国産原材料の供給元の認定農業者数とする。 12人以上・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>③事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※※※②、③にかかわらず、上記ポイントに加え、畜産振興に係る都道府県計画において、実需者・消費者ニーズに対応した畜産物の生産・供給体制の構築を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記①と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。</p>				
	<p>生産性向上</p>	<p>【国産原材料供給円滑化対策（馬及び特用家畜）】（馬及び特用家畜の改良増殖に関する目標） ②労働時間を5%以上削減</p>	<p>・労働時間の削減割合について 25%以上・・・・・・・・・・9ポイント 20%以上・・・・・・・・・・7ポイント 15%以上・・・・・・・・・・5ポイント 10%以上・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※上記ポイントに加え、①又は②のいずれかによりポイントを加算 ①以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算 （ア）のi）及び（イ）のi）を満たす場合 ・・・・・・・・・・3ポイント （ア）のi）又は（イ）のi）を満たす場合 ・・・・・・・・・・2ポイント （ア）のii）又は（イ）のii）を満たす場合 ・・・・・・・・・・1ポイント</p>				

- (ア) 直近3年間の当該地区の労働時間の平均値について
  - i) 直近3年間の全国平均値の90%以下
  - ii) 直近3年間の全国平均値の90%を超える場合にあつては、直近3年間の当該都道府県の平均値の90%以下
- (イ) 直近3年間の当該地区の平均総飼養頭羽数に占める受益頭羽数の割合について
  - i) 受益頭羽数の占める割合が50%以上
  - ii) 受益頭羽数の占める割合が25%以上

②以下のとおりポイントを加算  
ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合  
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合  
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合  
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

※※上記ポイントに加え、③に該当する場合はポイントを加算

③本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合  
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

※※※上記ポイントに加え、④及び⑤に該当する場合はポイントを加算。

ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

④事業費1,000万円当たりの認定農業者数について  
ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は、国産原材料の供給元の認定農業者数とする。  
 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント  
 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

⑤事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について  
 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント  
 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

※※※④、⑤にかかわらず、上記ポイントに加え、畜産振興に係る都道府県計画において、実需者・消費者ニーズに対応した畜産物の生産・供給体制の構築を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算

ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

なお、上記③と同じ設定理由に基づく加算は認めない

					ものとする。
			需要に 応じた 生産 量の 確保	【国産原材料供給 円滑化対策（馬及 び特用家畜）】（外 食・加工へ流通す る地鶏等銘柄家き んの生産羽数の増 加割合に関する目 標） ③特定の肉食・加 工業者へ流通す る地鶏等銘柄家 きんの生産頭羽 数の増加割合が 現況よりも7% 以上増加	・特定の肉食・加工へ流通する地鶏等銘柄家きんの生産羽 数の増加割合について 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ポイント 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント 11%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ※上記ポイントに加え、以下に該当する場合はポイントを加算 特定の肉食・加工業者へ流通する地鶏等銘柄家きんの生 産羽数の割合について 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ※※上記ポイントに加え、①に該当する場合はポイントを加算 ①本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ※※※上記ポイントに加え、②、③に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ⑤事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は、国産原材料の供給元の認定農業者数とする。 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ③事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント ※※※②、③にかかわらず、上記ポイントに加え、畜産振興に係る都道府県計画において、実需者・消費者ニーズに対応した畜産物の生産・供給体制の構築を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記①と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。
		[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

[略]  
別表3・4 [略]

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

[略]  
別表3・4 [略]